

涌谷町町民医療福祉センター改革プラン



宮城県 涌谷町

目 次

1	計画の期間	1
2	病院を取り巻く状況	1
	(1) 町の概要	1
	(2) 医療圏の現状	1
	(3) 町民医療福祉センターの経緯	2
3	町民医療福祉センターの実績と成果の検証	6
4	国民健康保険病院の概要	12
5	病院の果たすべき役割	17
6	一般会計負担の考え方	20
7	経営の効率化	25
	(1) 経営状況	25
	(2) 原因の分析	25
	(3) 数値目標	25
	(4) 数値目標達成に向けた具体的な取組	28
	(5) 各年度の収支計画	30
8	医療福祉センター病院以外の事業	
	(1) 老人保健施設 事業収支実績	32
	(2) 訪問看護ステーション 事業収支実績	33
	(3) 健康と福祉の丘施設の課題と対策	34
9	再編・ネットワーク化	35
10	経営形態等の見直し	36
	(1) 各種経営形態の比較検討	36
	(2) 病床数等についての検討	36
	(3) 事業形態の見直し等の検討	36
	(4) 経営形態等の見直しに関する今後のスケジュール	36
11	実施状況の点検・評価・公表について	37
12	おわりに	37
	資料	
	町民医療福祉センターの実績と成果の検証積算根拠	38
	経営形態の比較	41
	町民医療福祉センター改革検討委員会委員名簿	42
	町民医療福祉センター改革プラン策定経過	43

涌谷町町民医療福祉センター改革プラン

団体名	涌 谷 町
施設名	涌谷町町民医療福祉センター
病院名	涌谷町国民健康保険病院

1 計画の期間

	開始年度	終了年度
計画全体	平成21年度	平成25年度
経営効率化	平成21年度	平成23年度
再編・ネットワーク化	平成21年度	平成25年度
経営形態の見直し	平成21年度	平成25年度

2 病院を取り巻く状況

(1) 町の概要

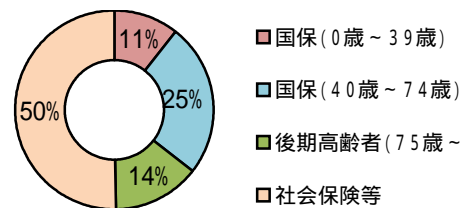
涌谷町の面積 82.08 Km²
 涌谷町の人口及び世帯数(平成20年4月1日)

男	8,854人	
女	9,362人	
合計	18,216人	5,787世帯

高齢化率の推移

年 度	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20
高齢化率	24.6%	25.2%	25.6%	26.3%	26.5%

保険種別	人数	構成比
国保(0歳～39歳)	1,924	10.6%
国保(40歳～74歳)	4,549	25.0%
後期高齢者(75歳～)	2,569	14.1%
社会保険等	9,174	50.4%
合計	18,216	100.0%



(2) 医療圏の現状

宮城県の地域医療計画では、県民の医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立を目指し、医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図る地域的単位として、医療圏を設置している。

二次医療圏は、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位に、受療の状況、医療提供施設の分布等を考慮した広域市町村圏や高齢者保健福祉圏及び障害保健福祉圏との整合を図り、見直しを行い10圏域から7圏域となり、当センターは、大崎市・加美郡・遠田郡の圏域の大崎医療圏である。

涌谷町国民健康保険病院は、大崎市民病院・登米市立佐沼病院・石巻赤十字病院の中核病院の中心に位置し、近隣市町からの入院患者も37%、外来患者で20%を占め、特にリハビリ目的の患者数の増加が顕著である。

(3) 町民医療福祉センターの経緯

町民医療福祉センターの初期構想

涌谷町町民医療福祉センターは昭和59年12月に「保健・医療・福祉」を一体的に提供する「涌谷町町民医療福祉センターシステム構想」を発表し、町民・議会の理解の基に、「保健・医療・福祉」を一体的に提供をする包括医療(現在は「地域包括医療・ケア」)の拠点施設として建設された。

構想の概要

医療機関、住民、行政の全面参加による、住民の保健、医療、福祉を包括した地域ケア構想。

構想の基本

- ・ 包括医療体制の確保のために、従来行政セクトの中で機能分離していた保健、医療、福祉を有機的に機能化させること。

保健予防について

- ・ 単に医学的な面だけでなくその町民のあるいは患者の家族、学校、職場等にわたる社会環境面における問題点にまで踏み込んで、生活福祉面も含めた医療福祉としての指導介護体制を確立する。
これを医療福祉センターの中で「保健センター」として位置づけ、「自らの健康は自らの手で」とした手づくりの健康推進を目指す。

医療機能について

- ・ 自治体病院は本来、地域医療機能の不足、不便等を補完するもので、他の医療機関との機能分担による共助共存の中にあつてこそその機能が発揮されるものとする。
そこで、プライマリー・ケアの柱となれば病院機能を備え、地域開業診療所活動のサポート機能を持たせることにより、地域医療機能のネットワークが得られることを期待する。
そして、町民すなわち患者は、病院と開業診療所を一連一体の町民医療機関として受け止め、このシステムを町民自らのものと理解し、活用してゆくべきである。

町民医療福祉センターの沿革

昭和47年1月	「総合病院建設町民大会」の開催
昭和49年5月	署名運動、署名数9,275名(有権者の65%、世帯数の85%)が提出される
6月	議会に請願書提出、同年12月定例会請願採択
昭和50年7月	企画課内に「町立総合病院建設問題臨時委員会」を設置し、調査検討
昭和59年1月	「病院建設準備対策室」の設置
4月	議会に病院建設調査特別委員会設置
12月	「涌谷町町民医療福祉センターシステム構想」発表
昭和61年3月	議会に病院機能概要を説明
4月	「病院建設準備対策室」を「病院開設準備室」に改める
昭和62年1月	自治省リーディングプロジェクト事業採択「長寿社会対策」第1号となる
昭和63年11月	涌谷町町民医療福祉センター供用開始 涌谷町国民健康保険病院開設(一般病棟40床)内科・外科・整形外科の診療開始

昭和63年11月	籠岳診療所廃止	
12月	生活保護法による医療機関指定	
	ライフサービスセンター開所、開所時登録者数25名	
平成元年3月	被爆者一般疾病医療機関指定、急患休日夜間診療施設廃止	
4月	健康推進員制度発足、一般病棟22床増床(62床)	
6月	産婦人科の診療開始、一般病棟28床増床(90床)	
平成2年2月	救急医療機関として認定	
3月	長寿社会対策基金造成	
6月	研修館・世代館供用開始	
8月	皇太子殿下行啓	
9月	労災保険指定医療機関として認定	
10月	障害者住宅整備資金貸付制度創設	
平成3年1月	在宅介護支援センター開設	
3月	一般病棟100床増床(100床)、産婦人科休診	
8月	眼科の診療開始	
9月	地域福祉基金造成	
10月	ひとり親家庭医療費助成開始	
平成4年3月	健康パーク完成	
	涌谷町老人保健福祉計画 - わくやなごやかライフ2000プラン - 策定	
4月	がん予防キャンペーン開始	
9月	地域福祉基金を ・地域保健福祉活動基金 ・ボランティア基金	に改正
平成5年3月	老人保健福祉施設基金造成	
4月	成人歯科健診の開始	
	歯科衛生士による出前歯科保健事業の開始	
7月	広島県公立みつぎ総合病院と姉妹縁組の締結	
8月	涌谷町訪問看護ステーション開設	
平成6年4月	大腸がん検診の開始	
	55歳人間ドックの開始	
平成7年4月	健康管理センター供用開始	
7月	老人保健施設供用開始(80床)	
	デイサービスセンターE型(痴呆対応型)供用開始	
平成8年6月	泌尿器科の診療開始	
12月	障害者デイサービス事業開始	
平成9年3月	涌谷町母子保健計画策定	
	涌谷町児童育成計画(のびのびレインボープラン)策定	
平成9年4月	老人保健施設 通所リハビリテーション定員20人で供用開始	
平成10年4月	老人保健施設事業会計を企業会計方式に移行	
6月	涌谷町障害者プラン策定	
	人間ドック対象者を40・50歳者に拡大	
10月	24時間ホームヘルプサービス開始	
平成11年9月	訪問入浴事業開始	
平成12年4月	介護保険制度開始	
	要介護認定自立者対策(通所・訪問介護)事業開始	
	涌谷町居宅介護支援事業所開設	
12月	歯科保健センター設置	
	高齢者福祉総合施設構想(Associated Universal Town)	
平成13年1月	療養型病床群供用開始(一般病床80床、療養病床40床、計120床)	
	総合リハビリセンター供用開始	
	生きがいデイサービス事業開始	
4月	通所介護、訪問介護、訪問入浴の3事業を社会福祉協議会に移管	
	配食サービス事業開始	
	高齢者インフルエンザ予防接種開始	
10月	高齢者福祉総合施設着工 第一期計画	
12月	MRiの導入	

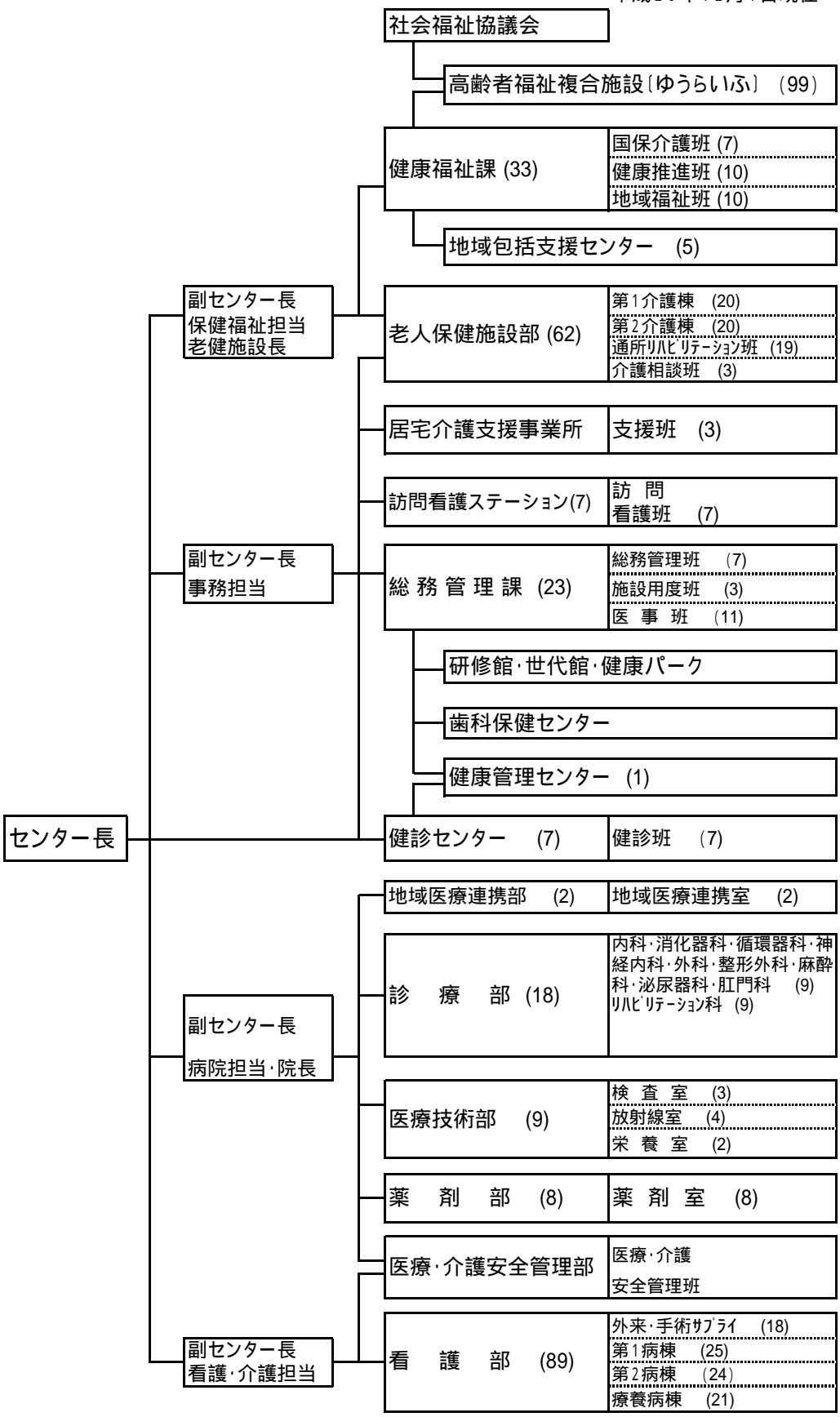
平成14年4月	療養型病床群 増床(一般病床80床、療養病床41床、計121床) 介護老人保健施設 通所リハビリテーション定員35人に変更 肝炎ウイルス検診開始
平成15年3月 4月	涌谷町健康増進計画「わくや健康ステップ21」計画策定 先駆的な取り組みとして「国保ヘルスアップモデル事業」開始 (平成15年度から平成17年度までの3ヶ年) 介護老人保健施設 1階30床を認知症専門棟に変更 訪問看護ステーション事業会計を企業会計方式に移行 東地区住民健診を国保病院で実施 高齢者福祉複合施設供用開始(ゆうらいふ) (特別養護老人ホーム24床・高齢者生活支援ハウス5床・デイサービスセンター30人) 涌谷町がデンマーク王国ソロー市と姉妹都市の締結
9月	皮膚科診療を開始
10月	介護老人保健施設 通所リハビリテーション定員を20人に変更(介護保険法の改正により)
平成16年4月 5月 12月	介護老人保健施設 通所リハビリテーション定員40人に変更 認知症高齢者グループホームゆうらいふ18床供用開始 亜急性期入院医学管理料病床の算定開始
平成17年4月	笹岳地区住民健診も病院で実施 前立腺がん検診開始
10月	デンマーク王国ソロー市に看護・介護・リハビリ職員を派遣
平成18年4月	地域包括支援センター供用開始(在宅介護支援センター廃止) 地域支援事業開始 「国保ヘルスアップ事業」開始(平成18年度から19年度までの2ヶ年) 介護老人保健施設 通所リハビリテーション 新予防給付供用開始
7月	介護老人保健施設 通所リハビリテーション定員50人に変更
平成20年3月 4月	特別養護老人ホームゆうらいふ増床(30床) 健診センター設置 特定健診・特定保健指導開始 涌谷町食育推進計画策定作業開始
5月	涌谷町町民医療福祉センター改革検討委員会設置
10月	デンマーク王国新ソロー市に表敬訪問、在デンマーク日本大使館に表敬訪問 デンマーク王国ソロー市に介護福祉士4名の職員を派遣
11月	センター開設記念20周年記念事業開催

涌谷町町民医療福祉センター組織図

平成20年12月1日現在 (職員数)

涌谷町町民医療福祉センター

涌谷町国民健康保険病院



合計 (臨時職員等含めてた全職員) 366名



3 浦谷町町民医療福祉センターの実績と成果の検証

！！もし(町民医療福祉センター)が無かったら、病院などが無かったら！！

町民医療福祉センターの構想を掲げ、20年を経過した。その構想に基づく成果は着実に築かれてきている。これまでの包括医療の成果が顕著なものを取り上げ検証してみる。

昭和61年3月に病院建設調査特別委員会報告に、病院建設にともなう付加価値予測の検討で、病院建設は保健、医療、福祉サービスが拡充され、町民ニーズが充足されることにより浦谷町は安心して住める町となり、人口の定着化が図られる。

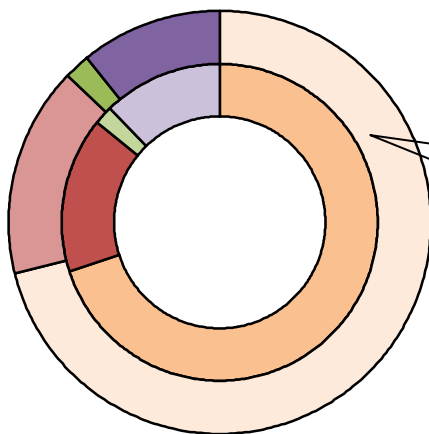
また、これまで多額の医療費及び間接医療費(交通費、見舞品等)が町外に流失していたが、これら医療費等が町内に投下されることにより、町の活性化の一助になる。

病院の建設は精神的、経済的にも町民一人ひとりにとっても、計り知れない付加価値の向上が予測される。という報告がある。

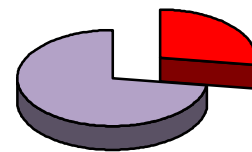
そこで、当医療福祉センターがどの程度の経済効果や付加価値の向上に効果をもたらしているかを下記に表してみる。

雇用の場の確保

健康と福祉の丘事業部門収支(19年度分)



費用のうち町内への環流



□ 国民健康保険病院

■ 介護老人保健施設

□ 訪問看護ステーション

□ ゆうら

事業収支		収益	費用
国民健康保険病院	事業	1,998,402	2,085,993
	事業外	97,103	106,634
介護老人保健施設	事業	464,820	479,670
	事業外	13,711	18,991
訪問看護ステーション	事業	55,015	54,558
	事業外	35	1,644
ゆうらいふ	事業	339,273	334,157
	事業外	27,200	
計	事業	2,857,510	2,954,378
	事業外	138,049	127,269
合計		2,995,559	3,081,647

従事職員数 366 名 給与費 1,493,560 千円

町内の職員への支払額 776,651 千円

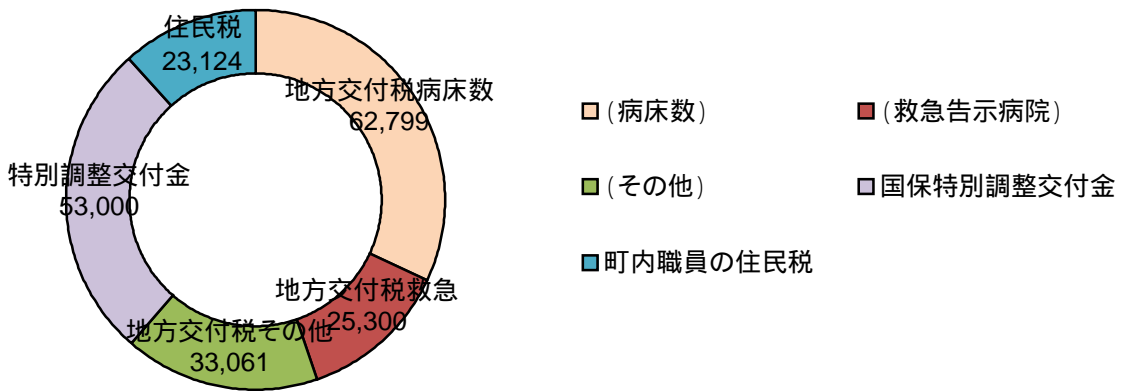
町内調達給食材料費等など 70,000 千円

町内で環流している額

計 846,651 千円

医療福祉センターがあるために町に入る額

1 地方交付税				
病床数		62,799 千円		
救急告示病院		25,300 千円		
その他		33,061 千円	121,160 千円	町の負担軽減額
2 町内職員の住民税				
均等割	3,000 円		564 千円	
平均所得額	2,000 千円			
税率	6 %		22,560 千円	
	住民税見込額		23,124 千円	
3 国保特別調整交付金			53,000 千円	
				計 197,284 千円



医療福祉センターがあるために町の負担が軽減されている額

1 訪問診察、訪問看護が行われなければ入院か入所になるとされる費用

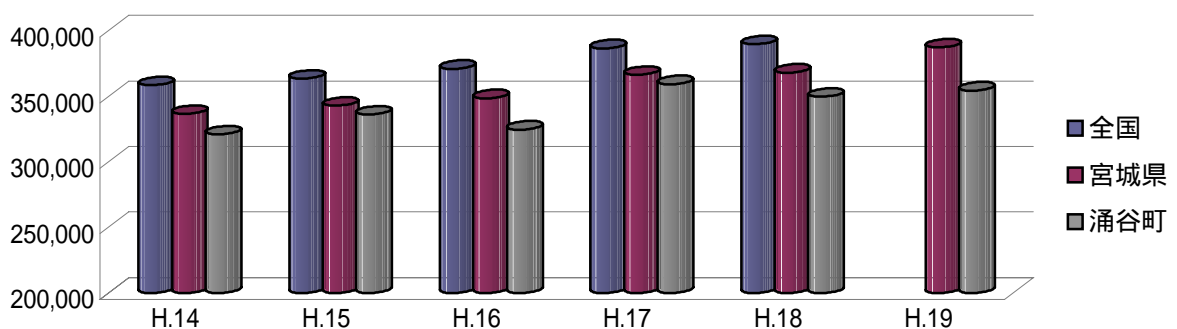
(入院・入所費用) - (訪問診察・訪問看護料) = 410,578 千円

保険者負担軽減額 9割

369,520 千円

2 国保医療費

国保医療費の比較

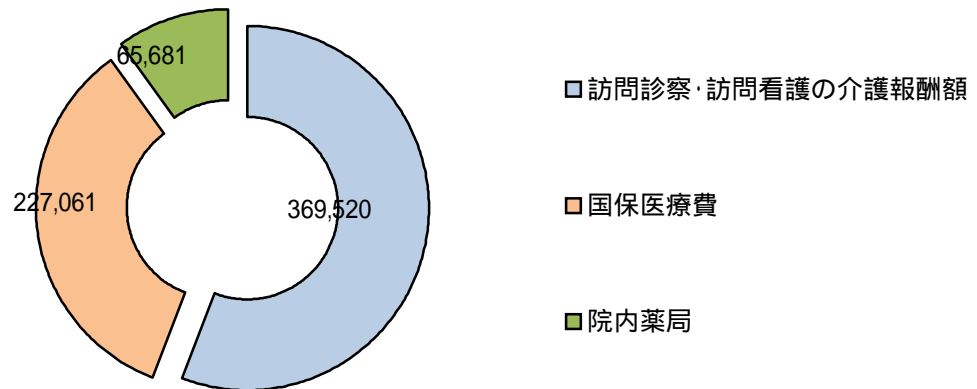


	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	平均
全国	358,322	363,273	370,808	386,446	389,551		373,680
宮城県	336,413	342,666	348,241	366,183	367,931	387,087	358,087
涌谷町	320,795	335,950	324,385	359,084	349,538	354,179	340,655
県との差額	15,618	6,716	23,856	7,099	18,393	32,908	17,432
対象者	8,747	8,930	8,794	8,728	8,565	8,377	
県内順位	49	41	53	21	25	32	
	69中	69中	69中	36中	36中	36中	

国保医療費の費用額は、県全体より 32,908 円安い
 国保対象者 8,690 人 285,971 千円
 保険者負担軽減額 **227,061 千円**

3 院内薬局の効果
 全体額 **110,690 千円**

国保加入率 45.2% 国保保険者 **65,681 千円**



医療福祉センターがあるために町民の負担が軽減されている額

1 訪問診察、訪問看護が行われなければ入院か入所になるとされる費用
 利用者負担軽減額 1割 410,578 千円
41,058 千円

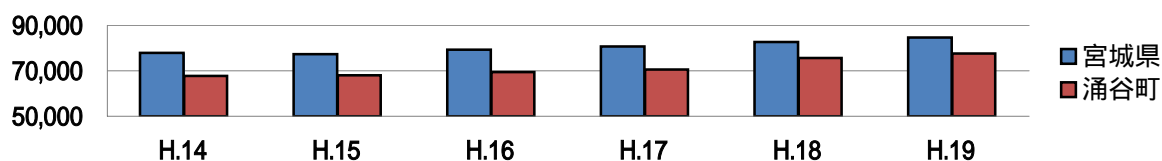
2 国保医療費 県全体より 32,908 円安い
 国保対象者 8,690 人 285,971 千円
 国保加入者軽減額(一般・退職) 45,469 千円
 " (老人) 13,441 千円
58,910 千円

3 国民健康保険税

単位: 円

	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	平均
宮城県	77,958	77,408	79,213	80,842	82,629	84,690	80,457
涌谷町	67,822	67,977	69,506	70,622	75,659	77,548	71,522
差額	10,136	9,431	9,707	10,220	6,970	7,142	8,934
県内順位	40	38	38	26	27	29	
	69中	69中	69中	36中	36中	36中	

国保税の比較



保険料1人当たり 7,142 円 県全体より低い
 国保加入者平均数 8,377 人
 7,142 円 × 8,690 人

62,064 千円

4 院内薬局の効果

全体額 110,690 千円

一般 8,588 千円
 老人 2,332 千円

10,920 千円

5 外来受診を町外に行かなければならない場合.....

(国保病院利用町内患者数の2分の1が大崎市古川か石巻市に通院)
 医療費として町外に支払われる額 430,750 千円

通院費用(古川、石巻JR料金720円と仮定)

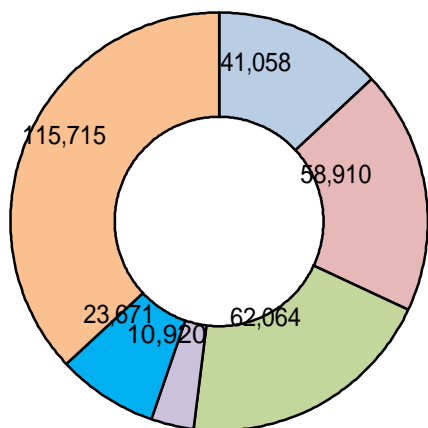
23,671 千円

6 家族等の町外への見舞い等の費用.....

入院や入所している家族の負担(施設が町外で面会と往復の時間合わせて4時間と設定)
 89,956 千円
 25,759 千円

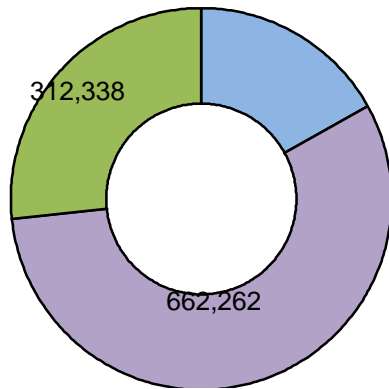
115,715 千円

計 312,338 千円



- 訪問診療・訪問看護の介護利用料
- 国保医療費
- 国民健康保健険税
- 院内薬局
- 町外通院費用
- 見舞い等経費

町民・町への貢献



2008年4月1日
人口 18,216 人

町民1人当たり

64,333 円

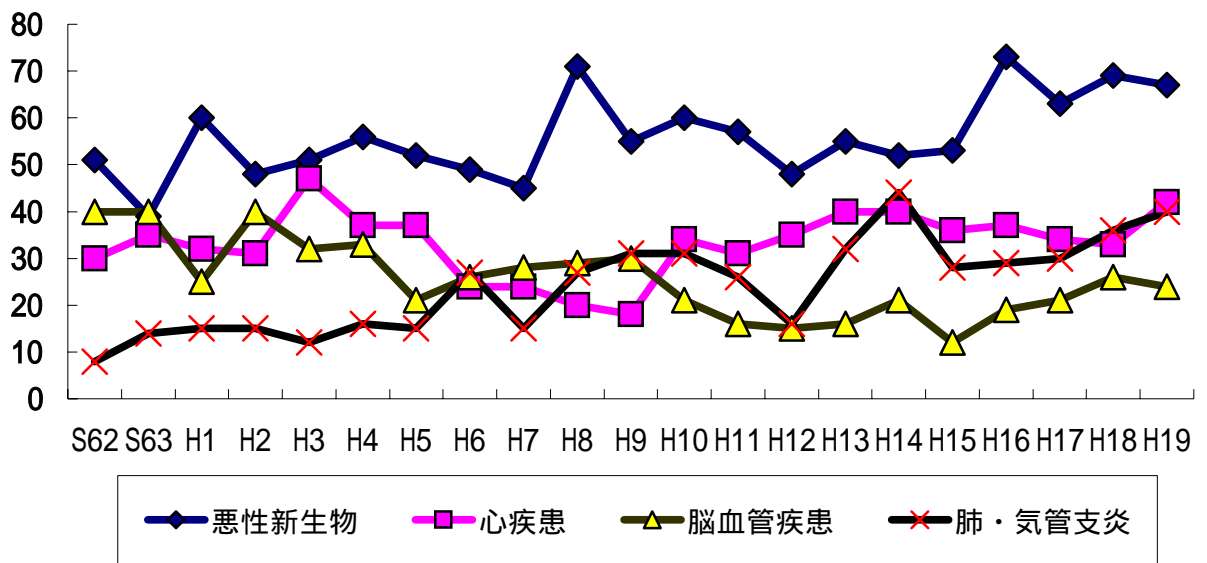
の貢献額

金銭に表せない「安心」「安全」

脳卒中の件数

主要死因数の経年変化

主要死因数の経年変化

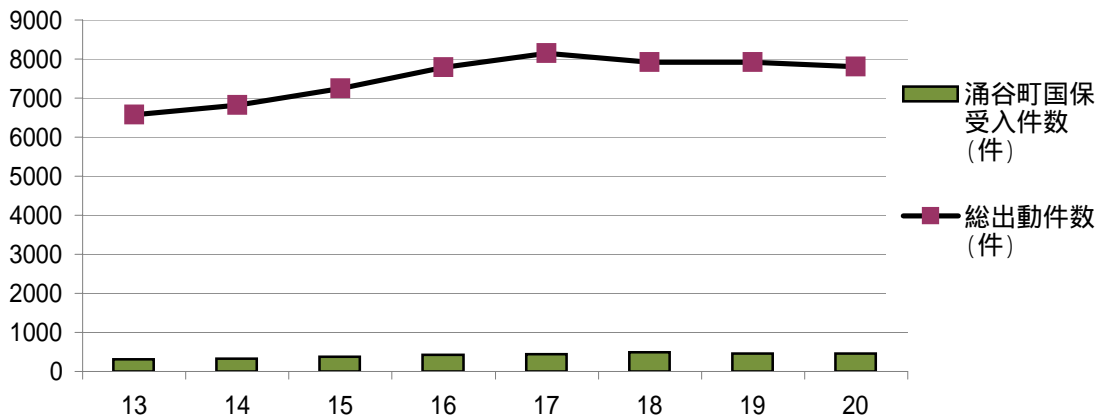


平成18年度比較

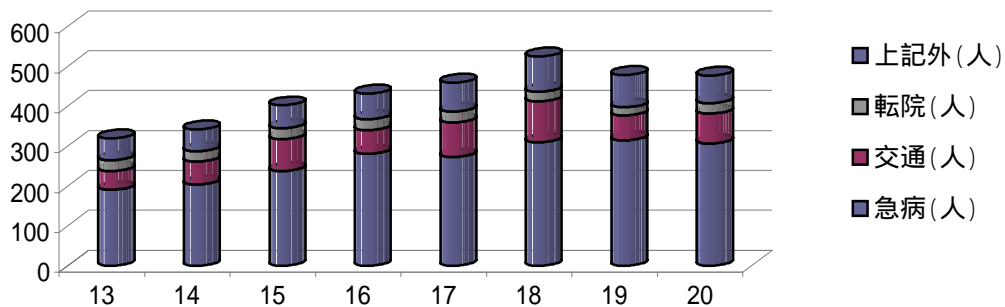
	第1位		第2位		第3位		第4位	
全 国	悪性新生物	30.4%	心疾患	15.8%	脳血管疾患	11.5%	肺 炎	9.9%
宮城県	悪性新生物	30.2%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	13.6%	肺 炎	9.4%
涌谷町	悪性新生物	31.5%	肺支炎	16.4%	心疾患	15.1%	脳血管疾患	11.9%

大崎広域救急隊涌谷町国保病院収容状況

総出動件数と涌谷町国保病院の受入件数



涌谷町国保病院救急受入人員数



大崎広域救急隊涌谷町国保病院収容状況

年	13	14	15	16	17	18	19	20
搬送件数(件)	314	334	379	423	437	493	463	459
総出動件数(件)	6,572	6,816	7,253	7,789	8,142	7,918	7,910	7,807
急病(人)	190	204	238	280	272	309	315	306
交通(人)	47	57	79	60	88	104	62	75
転院(人)	27	26	28	27	26	24	20	26
その他(人)	55	55	57	65	73	88	81	70
搬送人員(人)	319	342	402	432	459	525	478	477

3 浦谷町町民医療福祉センターの実績と成果の検証

！！もし(町民医療福祉センター)が無かったら、病院などが無かったら！！

町民医療福祉センターの構想を掲げ、20年を経過した。その構想に基づく成果は着実に築かれてきている。これまでの包括医療の成果が顕著なものを取り上げ検証してみる。

昭和61年3月に病院建設調査特別委員会報告に、病院建設にともなう付加価値予測の検討で、病院建設は保健、医療、福祉サービスが拡充され、町民ニーズが充足されることにより浦谷町は安心して住める町となり、人口の定着化が図られる。

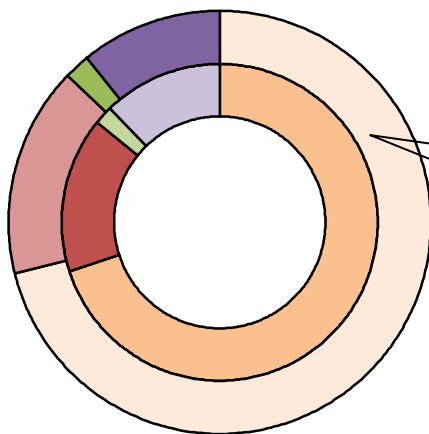
また、これまで多額の医療費及び間接医療費(交通費、見舞品等)が町外に流失していたが、これら医療費等が町内に投下されることにより、町の活性化の一助になる。

病院の建設は精神的、経済的にも町民一人ひとりにとっても、計り知れない付加価値の向上が予測される。という報告がある。

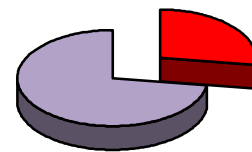
そこで、当医療福祉センターがどの程度の経済効果や付加価値の向上に効果をもたらしているかを下記に表してみる。

雇用の場の確保

健康と福祉の丘事業部門収支(19年度分)



費用のうち町内への環流



国民健康保険病院

介護老人保健施設

訪問看護ステーション

ゆうら

事業収支		収益	費用
国民健康保険病院	事業	1,998,402	2,085,993
	事業外	97,103	106,634
介護老人保健施設	事業	464,820	479,670
	事業外	13,711	18,991
訪問看護ステーション	事業	55,015	54,558
	事業外	35	1,644
ゆうらいふ	事業	339,273	334,157
	事業外	27,200	
計	事業	2,857,510	2,954,378
	事業外	138,049	127,269
合計		2,995,559	3,081,647

従事職員数 366 名 給与費 1,493,560 千円

町内の職員への支払額 776,651 千円

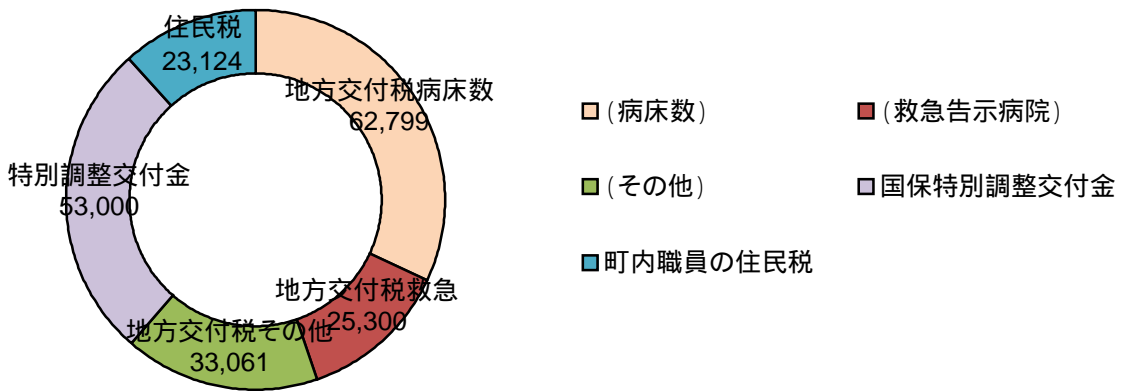
町内調達給食材料費等など 70,000 千円

町内で環流している額

計 846,651 千円

医療福祉センターがあるために町に入る額

1 地方交付税				
病床数		62,799 千円		
救急告示病院		25,300 千円		
その他		33,061 千円	121,160 千円	町の負担軽減額
2 町内職員の住民税				
均等割	3,000 円		564 千円	
平均所得額	2,000 千円			
税率	6 %		22,560 千円	
	住民税見込額		23,124 千円	
3 国保特別調整交付金				
			53,000 千円	
				計 197,284 千円



医療福祉センターがあるために町の負担が軽減されている額

1 訪問診察、訪問看護が行われなければ入院か入所になるとされる費用

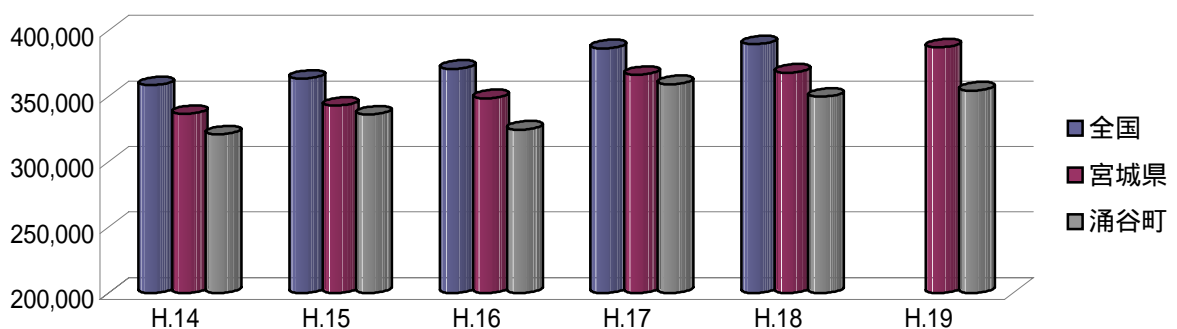
(入院・入所費用) - (訪問診察・訪問看護料) = 410,578 千円

保険者負担軽減額 9割

369,520 千円

2 国保医療費

国保医療費の比較

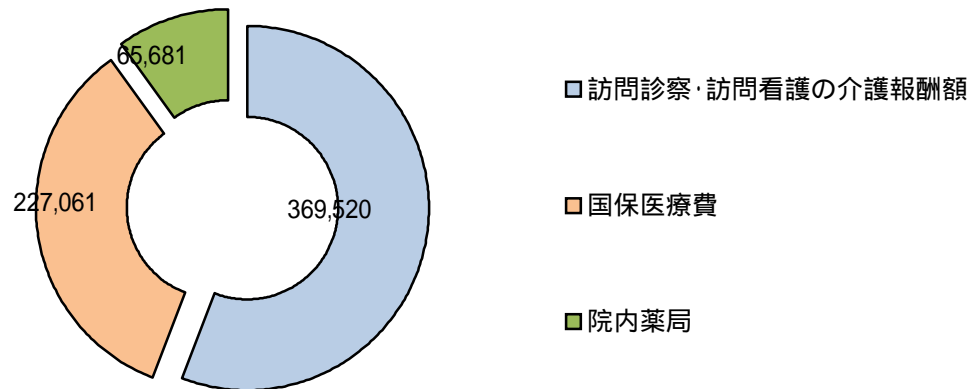


	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	平均
全国	358,322	363,273	370,808	386,446	389,551		373,680
宮城県	336,413	342,666	348,241	366,183	367,931	387,087	358,087
涌谷町	320,795	335,950	324,385	359,084	349,538	354,179	340,655
県との差額	15,618	6,716	23,856	7,099	18,393	32,908	17,432
対象者	8,747	8,930	8,794	8,728	8,565	8,377	
県内順位	49	41	53	21	25	32	
	69中	69中	69中	36中	36中	36中	

国保医療費の費用額は、県全体より 32,908 円安い
 国保対象者 8,690 人 285,971 千円
 保険者負担軽減額 **227,061 千円**

3 院内薬局の効果
 全体額 **110,690 千円**

国保加入率 45.2% 国保保険者 **65,681 千円**



医療福祉センターがあるために町民の負担が軽減されている額

1 訪問診察、訪問看護が行われなければ入院か入所になるとされる費用
 利用者負担軽減額 1割 410,578 千円
41,058 千円

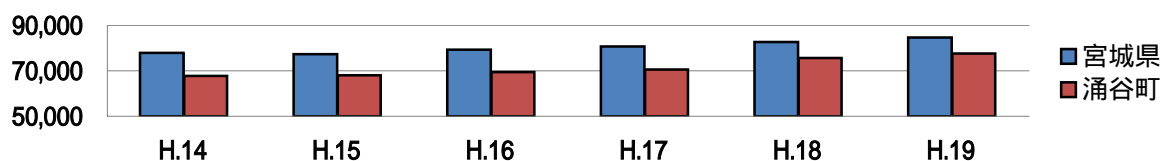
2 国保医療費 県全体より 32,908 円安い
 国保対象者 8,690 人 285,971 千円
 国保加入者軽減額(一般・退職) 45,469 千円
 " (老人) 13,441 千円
58,910 千円

3 国民健康保険税

単位: 円

	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	平均
宮城県	77,958	77,408	79,213	80,842	82,629	84,690	80,457
涌谷町	67,822	67,977	69,506	70,622	75,659	77,548	71,522
差額	10,136	9,431	9,707	10,220	6,970	7,142	8,934
県内順位	40	38	38	26	27	29	
	69中	69中	69中	36中	36中	36中	

国保税の比較



保険料1人当たり 7,142 円 県全体より低い

国保加入者平均数 8,377 人

7,142 円 × 8,690 人

62,064 千円

4 院内薬局の効果

全体額 110,690 千円

一般 8,588 千円

老人 2,332 千円

10,920 千円

5 外来受診を町外に行かなければならない場合.....

(国保病院利用町内患者数の2分の1が大崎市古川か石巻市に通院)
医療費として町外に支払われる額 430,750 千円

通院費用(古川、石巻JR料金720円と仮定)

23,671 千円

6 家族等の町外への見舞い等の費用.....

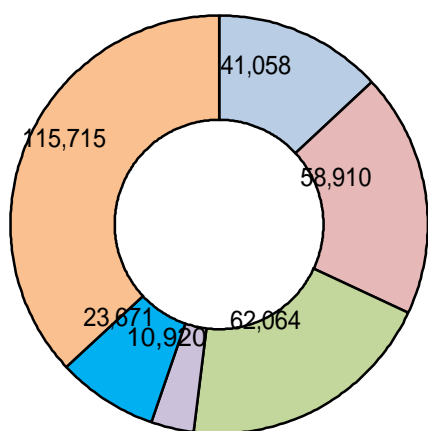
入院や入所している家族の負担(施設が町外で面会と往復の時間合わせて4時間と設定)

89,956 千円

25,759 千円

115,715 千円

計 312,338 千円



□ 訪問診療・訪問看護の介護利用料

□ 国保医療費

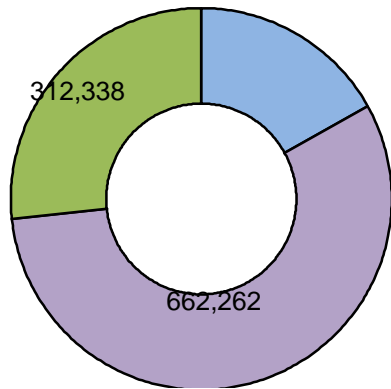
□ 国民健康保健険税

□ 院内薬局

■ 町外通院費用

■ 見舞い等経費

町民・町への貢献



2008年4月1日
人口 18,216 人

町民1人当たり

64,333 円

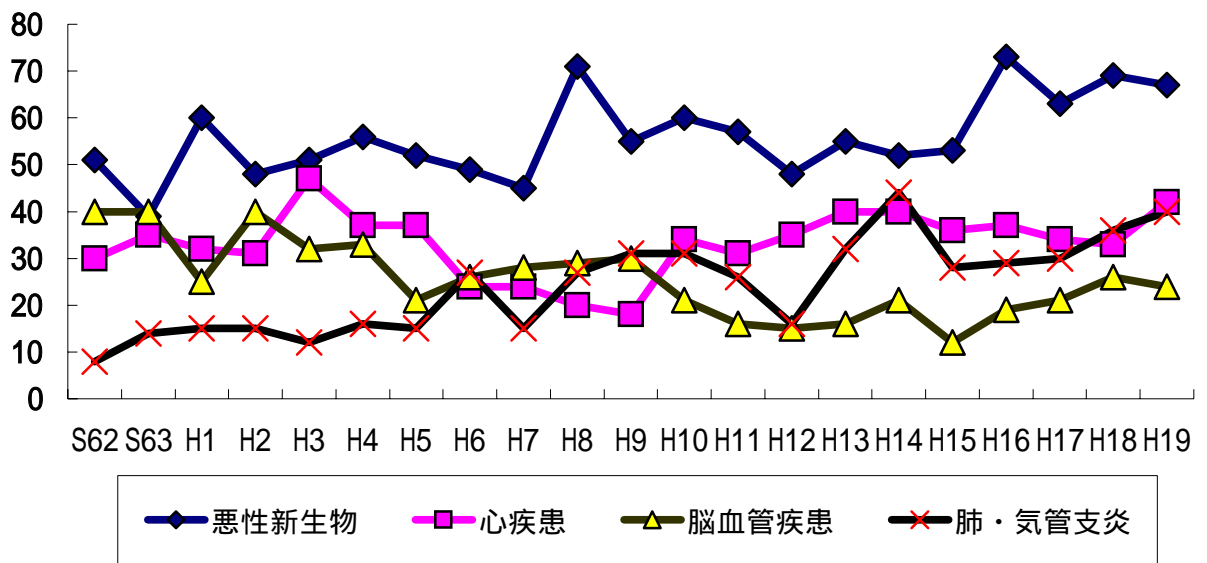
の貢献額

金銭に表せない「安心」「安全」

脳卒中の件数

主要死因数の経年変化

主要死因数の経年変化

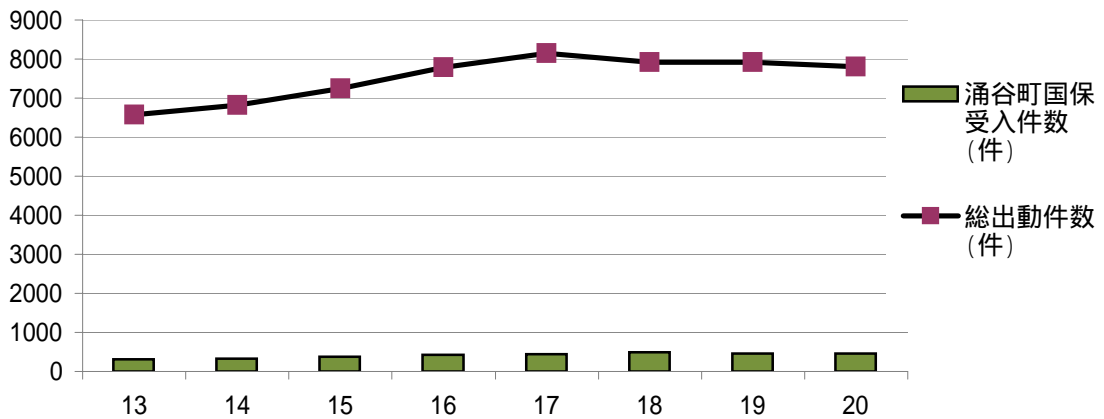


平成18年度比較

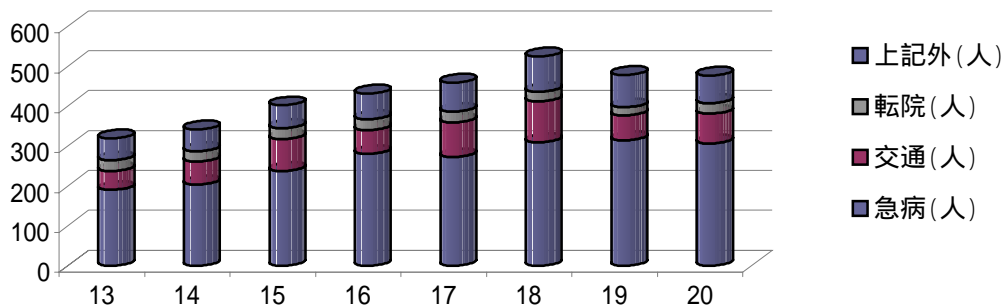
	第1位		第2位		第3位		第4位	
全 国	悪性新生物	30.4%	心疾患	15.8%	脳血管疾患	11.5%	肺 炎	9.9%
宮城県	悪性新生物	30.2%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	13.6%	肺 炎	9.4%
涌谷町	悪性新生物	31.5%	肺支炎	16.4%	心疾患	15.1%	脳血管疾患	11.9%

大崎広域救急隊涌谷町国保病院収容状況

総出動件数と涌谷町国保病院の受入件数



涌谷町国保病院救急受入人員数



大崎広域救急隊涌谷町国保病院収容状況

年	13	14	15	16	17	18	19	20
搬送件数 (件)	314	334	379	423	437	493	463	459
総出動件数 (件)	6,572	6,816	7,253	7,789	8,142	7,918	7,910	7,807
急病 (人)	190	204	238	280	272	309	315	306
交通 (人)	47	57	79	60	88	104	62	75
転院 (人)	27	26	28	27	26	24	20	26
その他 (人)	55	55	57	65	73	88	81	70
搬送人員 (人)	319	342	402	432	459	525	478	477

4 浦谷町国民健康保険病院の概要

浦谷町町民医療福祉センターの目標は、町民の皆様と医療福祉センター職員の相互協力により、町民一人ひとりが「安らかに生まれ」「健やかに育ち」「朗らかに働き」「和やかに老いる」ことを通して、その人らしいかけがえのない人生を送ることをめざします。

町民の皆様の日常生活(食事・運動・休養)を通しての健康づくりから、病気の予防・早期発見・早期治療・悪化予防・再発予防・継続療養・リハビリテーション、介護及び福祉事業まで総合的なお手伝いをいたします。

その中の「病気の予防・早期発見・早期治療・悪化予防・再発予防・継続療養・リハビリテーション」は病院の役割であり、プライマリーケアを主とした地域包括医療・ケアを実践して来ましたが、今後も継続し住民のかけがえのない人生を送る手助けを行ってまいります。

現在病院が提供している医療と職員数

病院の現状

(平成20年11月末現在)

- ・ 病床数 121床 [入院基本料 10:1]
一般病床 80床(うち亜急性期病床 10床)、療養型病床 41床(医療型)
- ・ 診療科 11科
内科、外科、整形外科、消化器科、循環器科、泌尿器科、眼科、皮膚科、麻酔科
神経内科、肛門科
- ・ 常勤医師実数 9名

年度別職員数の推移(臨時職員も含めた全職員の換算人員)

[換算人員:1人=1日8時間週40時間勤務]

単位:人

NO	部門別	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1	医師数	9.5	11.8	9.4	9.1	9.5	11.8
2-1	看護師	44.9	53.2	48.1	45.5	45.2	50.5
2-2	准看護師	23.5	18.1	18.1	18.1	18.1	18.9
2-3	看護助手	17.0	19.8	18.0	17.3	18.3	18.0
3	薬剤部門	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0	6.6
4	事務部門	21.6	24.0	21.3	21.7	21.8	25.1
5	給食部門	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
6	放射線部門	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
7	臨床検査部門	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
8	その他の職員	8.1	8.3	7.8	7.2	7.3	8.3
	計	139.2	149.9	137.4	133.6	134.9	146.9

(決算統計資料)

病院職員の推移は上記表のとおりである。

1	医師については、自治医科大学医学部卒業者が多く、若い医師については研修の兼ね合いもあり、後期研修で他病院の研修を希望する医師が多く、医師の定着対策も課題の一つでもある。
2-1	看護師については、近隣の公立深谷病院が18年度末に解散したため看護師の採用は比較的容易に出来、平成19年度に10:1の入院基本料の取得が可能となった。
2-2	准看護師については、看護サービスの質の向上を図るために、看護師に切り替える方針にて採用計画を立て行っている。
2-3	看護助手については、10:1の入院基本料を取得したため、基準外定数となり将来的には縮小もしくは廃止して行く。
3	薬剤部門については、19年度に減少しているが、産休職員がいたためである。
4	事務部門においては、医療事務職員の退職があり、その都度補充をしていたが、慢性的な人員不足の状態であったが、19年度に14年度並みの人員を採用し充足した。
8	その他の職員については、リハビリの職員で退職者などがあり、随時補充を行ってきている。

100床あたりの職員数

単位:人

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	摘 要
1	医師	7.9	9.8	7.8	7.5	7.9	9.8	必要医師数:18年度 12.19人、19年度12.15 人、20年度12.22人
	全国	11.7	11.9	12.1	12.3	12.3		
	類似平均	8.8	8.9	8.8	8.5	8.1		
2	看護部門	70.6	75.3	69.6	66.9	67.4	72.2	
	全国	64.6	65.4	65.5	65.6	65.7		
	類似平均	57.3	57.9	58.3	58.9	57.7		
3	薬剤師部門	5.7	5.8	5.8	5.8	5.8	5.5	
	全国	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1		
	類似平均	3.3	3.2	3.1	3.0	2.9		
4	事務部門	17.9	19.8	17.6	17.9	18.0	20.7	
	全国	8.1	8.1	8.1	8.1	8.2		
	類似平均	8.9	9.0	8.9	8.7	8.7		
5	給食部門	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
	全国	4.1	3.9	3.7	3.5	3.3		
	類似平均	4.5	4.3	4.0	3.7	3.5		
6	放射線部門	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	
	全国	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1		
	類似平均	2.6	2.7	2.7	2.8	2.8		
7	臨床検査部門	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
	全国	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2		
	類似平均	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3		
8	その他の職員	6.7	6.9	6.4	6.0	6.0	6.9	
	全国	6.0	6.1	6.1	6.2	6.4		
	類似平均	7.4	7.8	7.6	7.5	7.8		
計		115.2	124.0	113.6	110.5	111.5	121.5	
	全国	104.9	105.9	105.8	106.1	106.3	0.0	
	類似平均	96.2	97.1	96.7	96.4	94.8	0.0	

(決算統計資料)

備考:「類似平均」については経営規模別区分(一般病院の100床以上200床未満)

- 1 18年度医師数については、全国平均より4.4人減であり65%を切っており医師の過重労働が懸念される。医療法の基準からも4.29人不足である。
- 2 看護部門においては、病院毎入院基本料等が異なるため、その基準を満たす看護師数が必要である。19年10月に入院基本料10:1を取得している。
- 3 薬剤師は院内薬局のため人員は多い。患者の負担、利便性、サービス面、保険者負担などトータルに考慮して院内薬局が良いと結論づけた。
- 4 他病院の医事職員(窓口会計業務等)は委託が多く、当病院は直営のため職員数が多い。
- 5 他病院は、調理員も病院職員であるが当院は調理部門は委託している。
- 7 検査内容により人員を要することが考えられるが、当院は特殊検査の一部は外注している。

100床あたりの職員数は現状では医師以外に不足と思われる部署はないと見て良い。

医師不足は、病院にとっては致命的であり、現時点で1名でも不足すると入院基本料は19年度ベースで年間約55,600千円の減額となるため医師確保は喫緊の課題である。

病院事業経営分析 (決算統計)

患者1人1日平均単価		単位:円					
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
入院		21,203	22,559	22,019	23,598	22,504	24,073
	全国平均	32,155	32,906	33,148	34,009	34,490	
	類似平均	25,978	26,277	26,210	26,614	26,240	
外来		10,438	11,019	11,084	11,825	11,825	12,324
	全国平均	8,347	8,543	8,685	9,087	9,253	
	類似平均	7,572	7,747	7,697	8,023	8,094	

職員1人1日当たりの診療収入		単位:円					
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
医師	医師	671,982	586,292	742,111	812,598	745,468	635,352
	全国	328,632	324,100	317,876	313,920	305,301	
	類似平均	363,500	360,031	355,919	368,291	364,089	
看護師	看護師	74,752	75,941	82,848	91,405	86,789	85,780
	全国	60,798	60,325	60,514	60,611	59,112	
	類似平均	55,660	54,389	55,553	55,549	52,865	

医師 職員1人1日当たりの患者数		単位:円					
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
入院	医師	18.3	15.1	19.2	19.4	18.1	14.5
	全国	6.9	6.7	6.5	6.3	6.1	
	類似平均	8.5	8.5	8.5	8.7	8.6	
外来	医師	27.3	22.3	28.7	30.0	28.6	23.3
	全国	12.9	12.2	11.6	11.0	10.4	
	類似平均	18.7	17.7	17.3	17.1	17.0	

看護師 職員1人1日当たりの患者数		単位:円					
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
入院	看護部門	2.0	2.0	2.1	2.2	2.1	2.0
	全国	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	
	類似平均	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	
外来	看護部門	3.0	2.9	3.2	3.4	3.3	3.1
	全国	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	
	類似平均	2.9	2.7	2.7	2.6	2.5	

入院の患者1人1日平均単価が他よりも低額になっているのは、療養病棟も含めた額であり、18年度の当院の患者1人1日平均単価一般病棟は25,590円、療養病棟は16,015円である。

- 1 入院の患者1人1日平均単価が全国平均単価より25%程低額であるので、患者層にも要因はあるものの単価の引き上げに努力を要する。
- 2 医師の1人当たりの診療収入や1人1日当たりの患者数などの比較でも、18年度で医師は診療収入では全国平均より2.4倍、患者数では約3倍となっており、医師の過重労働が伺える。
よって、労働環境(労働時間や勤務体制など)や休養に適する快適な住環境などの改善も早急の課題である。

病院事業会計年度別収支一覧表 (決算統計)

単位千円

科目	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1 病院事業総収益	1,817,396	1,948,062	1,954,173	2,058,210	2,003,058	2,095,505
1 医業収益	1,690,196	1,844,618	1,820,374	1,933,813	1,880,853	1,998,402
1 入院収益	901,709	988,153	967,767	1,015,467	946,700	1,007,567
診療日数	365	366	365	365	365	366
年間延べ患者数	42,528	43,803	43,951	43,032	42,068	41,854
1日平均患者数	116.5	119.7	120.4	117.9	115.3	114.4
2 外来収益	662,329	713,735	727,362	788,826	788,376	829,236
診療日数	245	246	243	244	245	245
年間延べ患者数	63,451	64,773	65,622	66,709	66,670	67,288
1日平均患者数	259.0	263.3	270.0	273.4	272.1	274.6
3 その他医業収益	126,158	142,730	125,245	129,520	145,777	161,599
他会計負担金	63,486	50,620	47,227	38,186	58,602	69,768
その他医業収益	62,672	92,110	78,018	91,334	87,175	91,831
2 医業外収益	127,200	103,444	133,799	124,397	122,205	97,103
1 受取利息及び配当金	5	39	163	127	150	397
2 国庫補助金					1,586	335
3 県補助金					1,586	336
4 他会計補助金	14,047	13,702	28,752	27,700	28,975	12,705
5 他会計負担金	90,578	70,685	78,404	70,399	69,717	63,636
6 その他医業外収益	22,570	19,018	26,480	26,171	20,191	19,694
2 病院事業総費用	1,905,144	1,992,393	1,967,524	2,010,945	1,990,557	2,204,240
1 医業費用	1,786,036	1,878,175	1,854,801	1,899,226	1,883,527	2,085,993
1 給与費	810,370	862,357	832,534	839,353	840,901	926,717
1.基本給	298,002	329,817	317,035	321,904	330,667	377,511
2.手当	247,514	282,213	267,010	266,282	261,475	302,426
3.賃金	176,182	154,882	152,293	153,349	147,156	133,859
4.法定福利費	88,672	95,445	96,196	97,818	101,603	112,921
2 材料費	524,101	530,551	562,180	595,504	603,398	670,338
1.医薬品費	423,724	424,041	454,696	482,175	482,621	527,346
2.その他医療材料	73,233	77,913	78,550	85,567	92,992	116,922
3.給食材料費	27,144	28,597	28,934	27,762	27,785	26,070
3 減価償却費	133,604	140,416	137,872	111,669	106,386	106,008
4 光熱水費	29,861	29,451	29,530	29,389	29,881	30,393
5 通信運搬費	1,742	1,800	1,559	1,502	1,384	1,424
6 修繕費	12,347	22,587	8,660	21,107	9,843	24,603
7 委託料	107,669	110,359	107,371	107,433	108,365	108,438
8 その他	166,342	180,654	175,095	193,269	183,369	218,072
2 医業外費用	119,108	114,218	111,541	111,719	105,383	106,634
1 支払利息	71,980	69,510	66,824	64,286	61,369	58,030
1.一時借入金利息						
2.企業債利息	71,980	69,510	66,824	64,286	61,369	58,030
3.その他借入利息						
2 企業債取扱諸費						
3 その他医業外費用	47,128	44,708	44,717	47,433	44,014	48,604
費用合計	1,905,144	1,992,393	1,966,342	2,010,945	1,988,910	2,192,627
経常損益	87,748	44,331	12,169	47,265	14,148	97,122
特別利益						
特別損失			1,182		1,647	11,613
純損益	87,748	44,331	13,351	47,265	12,501	108,735
損益累計額	329,752	374,083	387,434	340,169	327,668	436,403
* 3条一般会計繰入金	152,516	117,659	127,693	108,743	128,490	121,160

3 資本的収入	82,248	0	0	16,341	6,347	0
1 固定資産売却代						
3 企業債	38,000					
4 出資金						
6 寄付金						
7 国県補助金						
8 他会計補助金						
9 他会計負担金	44,248			16,341	6,347	
10 負担金交付金						
4 資本的支出	137,305	147,093	143,413	125,345	131,662	132,769
1 建設改良費	70,934	53,771	63,000	32,279	13,016	33,687
1 病院建設費						
2 資産購入費	70,934	53,771	63,000	32,279	13,016	33,687
4 投資						
5 償還金	66,371	93,322	80,413	93,066	118,646	99,082
1 企業債償還金	66,371	93,322	80,413	93,066	118,646	99,082
2 借入金償還金						
不足額	55,057	147,093	143,413	109,004	125,315	132,769
補てん財源						
過年度分損益勘定留保資金	54,910	146,963	143,284	108,923	125,933	132,697
当年度分損益勘定留保資金						
繰越利益剰余金処分量						
当年度利益剰余金処分量						
積立金取り崩し額						
その他(消費税等調整額)	147	130	129	81	32	72
計	55,057	147,093	143,413	109,004	125,965	132,769
* 一般会計繰入金合計	196,764	117,659	127,693	125,084	134,837	121,160
期首資産						
1 固定資産	2,524,575	2,458,527	2,367,497	2,288,631	2,207,705	2,114,334
2 流動資産	862,564	863,904	817,018	826,245	883,236	859,945
3 うち未収金	451,143	434,568	377,345	402,762	452,200	399,318
4 自己資本金	1,010,370	1,010,370	1,010,370	1,010,370	1,010,370	1,010,370
5 剰余金	52,640	96,140	140,471	153,822	90,216	71,367
6 負債・資本合計	3,387,139	3,322,431	3,184,515	3,114,876	3,090,941	2,974,279
	8,183,151	7,993,660	7,616,274	7,489,062	7,554,236	7,286,879
期末資産						
1 固定資産	2,458,527	2,367,497	2,288,631	2,207,705	2,114,334	2,010,428
2 流動資産	863,904	817,018	826,245	883,236	859,945	736,795
3 うち未収金	434,568	377,345	402,762	452,200	399,318	409,024
4 自己資本金	1,010,370	1,010,370	1,010,370	1,010,370	1,010,370	1,010,370
5 剰余金	96,140	140,471	153,822	90,216	71,367	198,206
6 負債・資本合計	3,322,431	3,184,515	3,114,876	3,090,941	2,974,279	2,381,198
	7,993,660	7,616,274	7,489,062	7,554,236	7,286,879	6,349,609

・入院許可病床数は121床(一般病棟80床(うち亜急性期10床)、療養病棟41床)である。14年度からの病床稼働率は95%を越す満床に近い状況にある。今後とも、医師不足の不安はあるが、病床稼働率の維持に努めて行く。

・外来患者は年々増加の一途をたどっており、患者の確保の成果が見られている。今後も、患者増に繋がる事業の展開を取り入れて行く努力が必要である。

5 病院の果たすべき役割

これまで実施してきた涌谷町国民健康保険病院の機能と役割は、今後もこれまで同様にサービスを継続し、住民の健康づくりから、病気の予防・早期発見・早期治療・悪化予防・再発予防・継続療養・リハビリテーション、介護及び福祉事業まで総合的なお手伝いをしていきます。

～ 涌谷町国民健康保険病院の機能・役割 ～

涌谷町町民医療福祉センターシステム構想の充実 (地域包括医療・ケア) 1

涌谷町町民医療福祉センターの基本理念との整合性を確保する

病院の機能と役割

地域包括医療・ケアの継続、推進

病院は



- 1 プライマリーケア
- 2 の展開(1次医療の対応を含め2次医療への対応と連携)
- 2 地域連携パスの推進(脳卒中、整形)
- 3 健康管理センター(健診センター)機能の充実(特定健診、住民健診、各種がん検診等)健診から事後のフォローアップまでの一貫体制の確立
- 4 地域医療連携室の充実(他病院・診療所・介護施設等との連携、退院調整、生活相談等)
- 5 リハビリテーション機能の充実と連携
- 6 在宅医療の推進
- 7 へき地医療拠点病院としての医師の派遣
- 8 医師新臨床研修の協力病院としての役割の確立
- 9 救急医療への取り組み
- 10 災害時への対応

保健・医療・福祉・介護の連携強化

(保健・福祉・介護と連携した継続的・総合的医療の推進)

病院は



保健・福祉・介護の支援機能

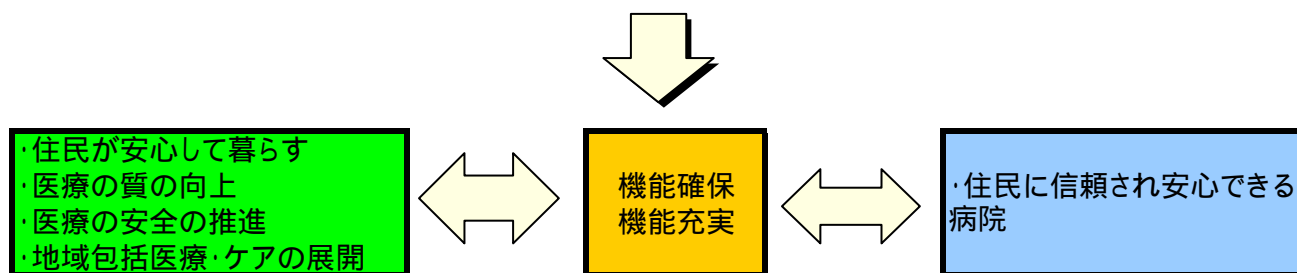
- 1 居宅介護支援事業所との連携
- 2 介護老人保健施設(入所・通所リハビリ・新予防給付)との連携
- 3 訪問看護ステーション(訪問看護・訪問リハビリ)との連携
- 4 歯科保健センターとの連携
- 5 ゆうらいふ(特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス、訪問介護、24時間ホームヘルプサービス、高齢者生活支援ハウス等)との連携
- 6 共生の森との連携

注釈

- 1 地域に包括医療を、社会的要因を配慮しつつ継続して実践し、住民のQOLの向上をめざすもの。
包括医療・ケア、とは治療(キュア)のみならず保健サービス(健康づくり)、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを包含するもので、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、地域ぐるみの生活・ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療(ケア)。
地域とは単なるAreaではなくCommunityを指す。(山口 昇)
・QOL...生活の質(人間の生活を物質的な面から量的にのみ捉えるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的に捉える考え方。
・ノーマライゼーション...高齢者も若者も、障害のある人もない人も、共に地域で日常生活を送れるような社会こそが普通(ノーマル)の社会であるという考え方。
- 2 家族や地域に密着して患者との継続した関係を築き、患者の健康問題や疾病の大部分に責任を持って対応できる医師によって提供される、統合的で受診しやすい保健・医療サービスのこと。

人材の確保(医師、看護師等医療技術職の確保)

病院機能を維持、確保するためには、医師、看護師等の人材確保が重要



センター改革プランは、現有職員数を前提に計画している。そのため病院で最も重要且つ必要な人材は医師と看護師である。

医師については、当涌谷国保病院はオープン以来から医師不足状態で非常事態と言っても過言でない。特に最近の研修医制度の実施により大学医局スタッフ不足から、中小自治体病院からの医師の引き上げや、医師自身も専門分野専攻傾向があり、大学病院等では多くの医師を確保しなければならない状況である。よって、どこの自治体病院でも医師が不足しており大変苦勞している状況であり、当院も例外ではない。

当院は、自治医科大卒の医師が多く、県との人事の絡みや後期研修希望地を他病院を希望するなど定着する医師が少なく、継続して勤務して貰う環境を早急に整えることが必要である。

その条件としては、勤務の態勢、諸待遇などの改善検討が必要であるが、その改善と平行して医師の定数確保を満たすことが喫緊の課題である。

1 検 討 概 要 等

常勤医師の確保状況

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
内科	4	4	5	4	5	5
外科	3	3	2	2	2	(1)2
整形外科	2	1	2	2	2	1
泌尿器科	1	1	1	1	1	1
眼科	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
皮膚科			(1)	(1)	(1)	(1)
東洋医学外来					(1)	(1)
計	11	9	10	9	10	9

()は非常勤医師

各年度3月末現在
(20年度は12月現在)

医療法(第21条第1号、施行規則第19条第1号)に定める医師の標準定数

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
法定基準数	11.88	11.72	12.07	12.19	12.15	12.22
現有医師数	10.55	8.85	9.08	8.78	11.17	9.40
充足率	88.80%	75.51%	75.23%	72.03%	91.93%	76.92%

19年度から検診等に必要な医師数も積算

各年度4月1日現在

標欠について

医療法に定める基準医師数の70%を切ると標欠となり、入院基本料が10%減算される。

平成19年10月のレセプト請求額で試算すると下記のようなになる。

入院基本料	46,343	千円 ×	10% =	4,634	千円
	4,634	千円 ×	12ヶ月 =	55,608	千円
病院が標欠とならない標準医師数				8.51	人
老人保健施設、ゆうらいふを円滑に運営するために必要な医師数				1.05	人
涌谷町町民医療福祉センターを運営していくために最低必要な医師数				9.56	人
医療法で定める医師数				12.15	人
介護保険法で定める医師数				1.05	人
		+	計	13.2	人

.医師が不足した場合の影響

- 1 標欠の場合...入院基本料が10%減算(現算定で年間約55,600千円の減)
- 2 特定健診やがん検診など各種検診への対応が制限される
- 3 入院、外来患者数の減少
- 4 医療の質、安全の確保が低下する
- 5 救急患者の受入制限
- 6 経営が悪化
- 7 老健、ゆうらいふへの医師派遣が不可能に
- 8 地域包括医療・ケアが崩壊する可能性がある
- 9 学校医の不足

.医師確保対策

- 1 全国自治体病院協議会職業紹介ホームページ活用
- 2 宮城県ドクターバンクの活用
- 3 自治医科大学卒業医師の継続派遣の要望
- 4 ホームページの充実による随時募集
- 5 知人や友人などを通じた医師確保対策活動
- 6 医師確保のための奨学資金制度の検討

公的病院では突然医師の退職があり、破綻に結びつく病院が多くなってきている。その原因としては、医師の働く環境が劣悪の場合が多く、医師不足に加え、夜間などのコンビニ受診など医師に過重の負担になっている場合が多い。住民の安心、安全を確保して行くためにも、医師が定着するような環境の整備や住民の良識ある受診の仕方など、理解と協力が必要である。医師が不足し、経営が行き詰まった場合には、国保病院のみならず町民医療福祉センターの機能全体が崩壊することは必然である。

2 看護師等の確保対策

看護師については現時点においては、定員確保は充足しているが、出産や育休などが見込まれることから若干余裕のある人員がいると安心感はある。
また、奨学資金制度の実施により勤務希望の看護師もいるため今後も制度利用のPRなどを実施して行くことが望ましい。

3 その他医療従事者の確保

必要な都度町の広報やホームページに掲載し募集する。

6 一般会計負担の考え方

一般会計が負担する基本的な考えは、涌谷町町民医療福祉センターシステム構想の理念である包括医療の実践と継続、機能の維持と充実にある。そのためには、一般会計の応分の負担は当然と判断される。事業部門(病院、老健)は建設当初から資本金が少なく、企業債の借入により建物の建設や施設整備を行い、事業の展開を行ってきている。しかし、減価償却、企業債の償還は事業部門で行っていることから、過重の負担が強いられている。

よって、一般会計の負担は町の財産として整備した建物、施設整備等に充てた企業債の元利償還金と、病院が設立されたために交付される地方交付税基準財政需要額を病院の運営に充てるべきものとする。

他に、医療福祉センター建設後20年、医師住宅も同様の年数を経過しているため、今後補修箇所が多くなることは歴然であり、計画的な補修、改修をして行かなければならない。その補修費なども繰入基準内での一般会計が負担すべきものとする。

負担額については、上記考えを基本とするが、地方財政の逼迫から町の財政状況などを鑑み、町長とセンター管理者で決定することとし、事業部門の資金ショートは絶体に避けるよう配慮すること。

また、将来、劇的な制度改正や予測できない事態が発生した場合、包括医療の実践が難しいと判断された場合には、町長とセンター管理者との話し合いにおいて決める額とする。

事業部門でも事業収支の均衡には十分に注意を払い、事業収益の確保と事業費用の抑制を行うなど減価償却前の黒字化に全勢力を払う努力をする必要がある。

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布されたことにより、普通会計、企業会計及び町が財政支援している団体などの財政状況が連結で評価されることから、互いに財政の健全化には努力を惜しまないよう協調する。

一般会計負担の繰入項目並びに繰入額 (H.20年度ベース試算)

単位:千円

		項目	趣旨	基準	町の考え方	負担額
収益勘定繰入	医業収益 負担金	救急医療の確保に要する経費	救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経費	救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額	救急担当医師手当 + 看護師 + 事務 + 待機医療技術者 + 空床ベッド2床の年間経費	47,710
		保健衛生行政事務に要する経費	集団検診, 医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費	集団検診, 医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	センター長・副センター長の給与額の1/2	25,651
					地域活動手当・地域包括医療経費(月100千円×7人)	10,800
			地域医療連携MSW人件費	4,962		
	医業外収益 補助金	医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2	研究研修費の1/2	4,715

収益勘定繰入	補助金	医業外収益	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰り出すための経費	経常収支の不足額を生じている病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額(前々年度における経常収支の不足額を限度とする。)	同左に基づく交付税基準額	1,704
			病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費	当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部	同左に基づく交付税基準額	7,990
			地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当に規定する児童手当に要する経費について一般会計が負担するための経費	ア 0歳以上3歳未満の児童を対象とする給付に要する額(特例給付を除く。)の3/10 イ 3歳以上小学校第6学年終了までの児童を対象とする特例給付に要する額	同左に基づく交付基準額	500
			その他	医師確保対策経費	医師確保対策のための経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	医師確保のための旅費・登録料・委託料・食料費等(民間職業紹介所による紹介料は年俸の25%~30%が相場である)	5,000
			負担金	病院の建設改良に要する経費(利息)	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院事業債に係る元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(利息分) [元利償還金の1/2を基準とする(平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする)]	企業債利子償還金全額

収益勘定繰入	医業外収益		リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	事業収支不足額	23,745	
			高度医療に要する経費	高度な医療で採算を取ることが困難であつても行わざるをえないもので、一般会計が負担すべき経費	高度な医療の実施に要する経費でこれに伴う収入をもって充てることが認められない額	医療機器更新費用並びに購入費の一部	12,000
			その他	施設等補修等に係る経費	施設等補修等に係る経費のうち収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	建物・設備・医師住宅等の補修に要する経費で評価額の1%相当額	26,359
		収益勘定繰入計					243,284
資本勘定繰入	負担金		病院の建設改良に要する経費(元金)	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院事業債に係る元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(元金分) [元利償還金の1/2を基準とする(平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする)]	企業債元金償還の全額	
		資本勘定繰入計					0
繰入合計						243,284	

平成19年度 一般会計繰入実績

単位:千円

	項目	趣旨	基準	町の考え方	H19年度実績	
収益勘定繰入	医業収益	負担金	救急医療の確保に要する経費	救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額	交付税交付額	25,300
			保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費	集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	センター長・副センター長の給与額の1/2 地域活動手当て 地域医療連携MSW人件費

収益勘定繰入	医業外収益	補助金	医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2	研究研修費の1/2	4,715
		補助金	病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費	当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部	同左に基づく交付税交付額	7,990
		負担金	病院の建設改良に要する経費(利息)	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院事業債に係る元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(利息分) [元利償還金の1/2を基準とする(平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする)]	同左に基づく交付税交付額	38,687
収益勘定繰入計							121,160
資本勘定繰入計							0
繰入合計							121,160

[参考] 地方公営企業法(抜粋)

(経費の負担の原則)

第十七条の二

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

(補助)

第十七条の三

地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

一般会計負担の考え方比較表

		負担の考え方(20年度ベース)		実績			
項目		繰入額	積算方法	H.19年度	積算方法		
収益勘定繰入	医業収益	救急病院	47,710	救急医療確保対策費用額	25,300	交付税交付額	
		保健衛生行政	25,651	センター長・副センター長給与1/2	25,651	センター長・副センター長給与1/2	
		その他	33,291	地域活動手当100千円×7人×12月 + 地域連携室MSW給与費	18,817	地域活動手当・地域活動手当	
		小計(a)	106,652		69,768		
	医業外費用	補助金	研究研修費	4,715	決算額の1/2	4,715	決算額の1/2
			経営研究				
			保健・医療・福祉共同研修経費				
			共済追加費用負担経費	7,990	交付税算定基準額(94千円×85人)	7,990	交付税算定額(94千円×85人)
			基礎年金拠出金公的負担経費	1,704	交付税算定基準額		
			災害復旧費				
児童手当			500	交付税算定基準額			
院内保育所							
その他			5,000	医師確保対策経費			
小計(b)	19,909		12,705				
資本勘定繰入金	負担金	建設改良費(企業債支払利息分)	54,619	企業債利息全額	38,687	交付税算定額	
		リハビリテーション医療	23,745	収支不足額			
		周産期医療					
		高度医療	12,000	資本勘定に繰入			
		小児医療					
		その他(建物補修)	26,359	資本勘定に繰入			
		自治体病院再編等推進経費					
		小計(c)	116,723		38,687		
小計(a+b+c) (A)	243,284		121,160				
資本勘定繰入金	負担金	建設改良費(建設改良費)		施設補修額+医師住宅補修費			
		建設改良費(企業債元金償還分)		企業債元金全額			
		災害復旧費					
		その他					
		小計(B)	0		0		
計(A)+(B)		243,284		121,160			
交付税基準財政需要額		118,000		121,160			

7 経営の効率化

(1) 経営状況

平成15年度から18年度の経営状況は、医業収支で95%を超える比率である。また、病床利用率や1日平均入院患者数などの減少が顕著である。

(2) 原因の分析

19年度の医業収支の落ち込んだ要因は、収益で入院基本料10:1の取得が半年延びたため、年度当初から採用した人件費に見合う収益が得られなかったこと。また、病床利用率や1日平均患者数の減少は、10:1の取得による在院日数の規定があり、入退院の調整がこれまでより取りにくく新規の入院患者や予約入院の患者が少なければ空床が出る要因となる。

改善策は、入院日数の比較的少ない外科系や整形外科系の入院患者の確保であるが、現時点での医師数や患者動向から見ても早期改善は至難であり、早急な医師確保を図ることが先決である。また、19年度からスタートした特定健診などを積極的に行い、患者の確保に努めることも必要である。

主な経営指標の推移

単位：千円

項目	H15	H16	H17	H18	H19	類似規模平均
総収支比率(%)	97.8	99.4	102.4	100.7	95.6	
経常収支比率(%)	97.8	99.4	102.4	100.7	95.6	93.2
医業収支比率(%)	98.2	98.1	101.8	99.9	95.8	87.5
累積欠損金比率(%)	20.3	21.3	17.6	17.4	21.8	
不良債務比率(%)						
他会計繰入金対医業収益比率(%)	7.3	8.5	7.9	8.7	7.3	
収益的収入分	135,007	154,383	136,285	157,294	146,109	
(うち基準内繰入金)	117,659	127,693	108,743	128,490	121,160	
(うち基準外繰入金)	17,348	26,690	27,542	28,804	24,949	
資本的収入分			16,341	6,347		
(うち基準内繰入金)			16,341	6,347		
(うち基準外繰入金)						
職員給与費対医業収益比率(%)	46.7	45.7	43.4	44.7	46.4	56.3
病床利用率(%)						
一般病床	99.3	100.8	98.7	97.6	97.7	
療養病床	98.1	96.9	95.0	90.6	88.3	
合計	98.9	99.5	97.4	95.3	94.5	72.4
一日平均患者数(人)						
入院	119.7	120.4	117.9	115.3	114.4	
外来	263.3	270.0	273.4	272.1	274.6	
患者1人1日当たり診療収入(円)						
入院	22,559	22,019	23,598	22,504	24,073	26,240
外来	10,019	11,084	11,825	11,825	12,281	8,094
職員1人1日当たり診療収入(円)						
入院	45,318	46,282	48,592	45,460	43,750	
外来	32,630	34,669	37,634	37,713	35,883	
病床100床当たり職員数(人)						
医師	9.8	7.8	7.5	7.9	9.8	8.1
看護部門	75.3	69.6	66.9	67.4	72.2	57.7
薬剤部門	5.8	5.8	5.8	5.8	5.5	2.9
事務部門	19.8	17.6	17.9	18.0	20.7	8.7
給食部門	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	3.5
放射線部門	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	2.8
臨床検査部門	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	3.3
その他	6.9	6.4	6.0	6.0	6.9	7.8
計	124.0	113.6	110.5	111.5	121.5	95.0

(3) 数値目標

前提条件...現医師数、現医療従事者等のスタッフが継続的に確保できていること。

財務内容の改善に係る数値目標

a. 経常収支比率

H19数値	H20数値見込み	H21数値目標	H22数値目標	H23数値目標
95.6%	89.2%	88.6%	99.9%	103.2%

[数値目標設定に当たっての考え方]

- ・ 町民の要望でもあった救急患者の受け入れや当院の特徴でもあるリハビリテーションに力点をおいて展開している。これらの部門は不採算部門であり地方公営企業法に定める繰入基準に則り、一般会計との調整を図りながら繰入を行う。また、病院でも経費の節減や事務の見直し、配置なども見直し、効率的な運営を目指し平成23年度の黒字化を目指す。

b. 医業収支比率

H19数値	H20数値見込み	H21数値目標	H22数値目標	H23数値目標
95.8%	88.2%	87.6%	96.2%	99.4%

[数値目標設定に当たっての考え方]

- ・ 医師の異動などで大きく目標数値が変わる要素はあるものの、医師確保及び患者の確保に努力しながら90%を切らないように努力をする。

c. 職員給与費対医業収益比率

H19数値	H20数値見込み	H21数値目標	H22数値目標	H23数値目標
46.4%	51.9%	52.9%	49.5%	48.0%

[数値目標設定に当たっての考え方]

- ・ 職員の適材適所の配属や人員を考慮し、機能的、効率的な運営を目指しつつ50%の目標数値に向け努力する。目標数値の積算は0.4%程度の増で設定している。
職員給与費には、退職手当組合負担金、児童手当は含まれておりません。

d. 病床利用率

一般病床

H19数値	H20数値見込み	H21数値目標	H22数値目標	H23数値目標
97.7%	92.5%	91.3%	92.5%	93.8%

療養病床

H19数値	H20数値見込み	H21数値目標	H22数値目標	H23数値目標
88.3%	87.8%	87.8%	90.2%	92.7%

[数値目標設定に当たっての考え方]

- ・ 地域医療連携室や他施設との連携や情報交換を図ると共に、院内のスタッフ間の連絡を密にし、出来得る限り空床にしないよう調整に努力する。

e. 薬品費比率

H19数値	H20数値見込み	H21数値目標	H22数値目標	H23数値目標
25.3%	24.3%	24.0%	24.5%	24.5%

[数値目標設定に当たっての考え方]

- 患者負担や保険者の負担なども考慮した結果今後も院内薬局を継続する。医薬品の購入においても購入額も大きいことから出来得る限り安価で購入するよう最善の努力をし、ジェネリック医薬品の処方も積極的に行うなど医療費の抑制にも貢献する。

公立病院として提供すべき医療機能の確保に係る数値目標

a. 入院・外来患者数

入院患者数

単位:人

H19数値	H20数値見込み	H21数値目標	H22数値目標	H23数値目標
41,854	40,150	39,785	40,515	41,358

外来患者数

単位:人

H19数値	H20数値見込み	H21数値目標	H22数値目標	H23数値目標
67,288	66,825	68,002	69,740	71,440

[数値目標設定に当たっての考え方]

- 病床利用率設定の考え方と同様で地域医療連携室を通じて患者の確保に努める。人口の減少もあることから、数値目標は19年度実績より低めに設定している。
- 外来患者数については、平成20年度から特定健診を病院でも実施することとなり、健診結果により治療の必要な受診者には外来受診を勧めるなど患者の増に繋げる。また、新たに婦人科の診療が始まるので、婦人科検診なども積極的に行い外来受診の増と、場合によっては入院に結びつけて行くよう努力する。

(4) 数値目標達成に向けた具体的な取組

従来行った取組

収益の増加や経費節減のため、幹部職員の定例会議における入院患者数や外来患者数、経費などの具体的な数値を提示し情報の共有を図り、収益減の防止や無駄な経費の節減に努力してきている。

診療報酬の請求漏れがないように日々チェックをし、また、一部負担金の未収額も極力少なくするよう督促や徴収に努めている。

今後の取り組み

前提条件...現医師数、現医療従事者等のスタッフが継続的に確保できていること。

a. 民間的経営手法の導入

病院基本理念実現のための目標の設定と評価

人事評価制度の実施

患者満足度調査の実施

クレジットカード決済システムの検討

b. 事業規模・形態の見直し

地方公営企業法の全部適用

看護体制の検討

事務系専門職の確保

c. 経費削減・抑制対策

職員定数の適正化

アウトソーシングの再検討

介護福祉士・介護員の給与体系の見直し

委託に係る複数年契約の実施

ジェネリック医薬品の積極的な導入

d. 収入増加・確保対策

在宅医療の充実

特定健診、人間ドック、各種がん検診を積極的に展開

使用料手数料の見直し

入院単価のアップ

原価計算の導入

e. 利用者・町民への働きかけと役割の分担、協力

町民医療福祉センターの目標や役割を理解していただく。

(病気予防など自分で出来る自己管理については積極的、継続的に行う。また、夜間などのコンビニ受診などは、医師不足の中での診療であることを十分に理解していただき、医師の労働負担軽減などにも配慮する心配りも必要である。)

f. その他

町民医療福祉センター及び関連施設の整備、補修、改修計画

- a 医療福祉センターの建物、設備などの補修・改築計画の策定
- b 医師住宅の改築計画の策定
- c 医療機器の計画的な更新と導入

その他

- a 情報の公開
- b ホームページの充実
- c 職員の研修の充実

(5)病院事業各年度の収支計画(検討委員会案)

(単位:百万円、%)

区分	年度	17年度 年度 決算額	18年度 年度 決算額	19年度 決算 決算額	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	伸 率					
										19年度 決算額	20年度 見込額	21年度	22年度	23年度	24年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,934	1,881	1,998	1,819	1,830	1,963	2,033	2,071	6.2	9.0	0.6	7.3	3.6	1.9
	(1) 料 金 収 入	1,804	1,735	1,836	1,672	1,676	1,743	1,813	1,851	5.8	8.9	0.2	4.0	4.1	2.1
	入 院 収 益	1,015	947	1,007	917	907	937	963	972	6.3	9.0	1.0	3.3	2.8	0.9
	外 来 収 益	789	788	829	755	768	806	850	879	5.2	8.9	1.8	4.8	5.5	3.4
	(2) そ の 他	130	146	162	147	154	220	220	220	11.0	9.3	4.8	42.9	0.0	0.0
	うち他会計負担金	38	59	70	70	70	130	130	130	18.6	0.0	0.0	85.7	0.0	0.0
	うち基準内繰入金	38	59	70	70	70	130	130	130	18.6	0.0	0.0	85.7	0.0	0.0
	うち基準外繰入金														
	2. 医 業 外 収 益	124	122	98	98	95	160	165	165	19.7	0.0	3.1	68.4	3.1	0.0
	(1) 他 会 計 負 担 金	70	58	64	63	57	120	125	125	10.3	1.6	9.5	110.5	4.2	0.0
	うち基準内繰入金	42	29	39	36	32	95	100	100	34.5	7.7	11.1	196.9	5.3	0.0
	うち基準外繰入金	28	29	25	27	25	25	25	25	13.8	8.0	7.4	0.0	0.0	0.0
	(2) 他 会 計 補 助 金	28	41	12	13	16	18	18	18	70.7	8.3	23.1	12.5	0.0	0.0
	一時借入金利息分														
そ の 他	28	41	12	13	16	18	18	18	70.7	8.3	23.1	12.5	0.0	0.0	
(3) 国 (県) 補 助 金		3	1						66.7	皆減					
(4) そ の 他	26	20	21	22	22	22	22	22	5.0	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
経 常 収 益 (A)	2,058	2,003	2,096	1,917	1,925	2,123	2,198	2,236	4.6	8.5	0.4	10.3	3.5	1.7	
支 出	1. 医 業 費 用 b	1,899	1,884	2,086	2,062	2,088	2,041	2,045	2,048	10.7	1.2	1.3	2.3	0.2	0.1
	(1) 職 員 給 与 費	838	841	927	944	968	971	975	978	10.2	1.8	2.5	0.4	0.4	0.4
	基 本 給	321	331	378	357	374	376	378	380	14.2	5.6	4.8	0.5	0.5	0.5
	退 職 手 当														
	そ の 他	517	510	549	587	594	595	597	598	7.6	6.9	1.2	0.3	0.3	0.2
	(2) 材 料 費	596	603	670	606	629	620	620	620	11.1	9.6	3.8	1.4	0.0	0.0
	うち薬品費	482	483	527	501	501	501	501	501	9.1	4.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	(3) 経 費	353	334	383	412	400	360	360	360	14.7	7.6	2.9	10.0	0.0	0.0
	うち委託料	107	108	108	118	118	110	110	110	0.0	9.3	0.0	6.8	0.0	0.0
	(4) 減 価 償 却 費	112	106	106	100	91	90	90	90	0.0	5.7	9.0	1.1	0.0	0.0
	(5) そ の 他														
	2. 医 業 外 費 用	112	105	107	88	85	85	85	81	1.9	17.8	3.4	0.0	0.0	4.7
	(1) 支 払 利 息	64	61	58	55	52	45	45	41	4.9	5.2	5.5	13.5	0.0	8.9
	うち一時借入金利息														
(2) そ の 他	48	44	49	33	33	40	40	40	11.4	32.7	0.0	21.2	0.0	0.0	
経 常 費 用 (B)	2,011	1,989	2,193	2,150	2,173	2,126	2,130	2,129	10.3	2.0	1.1	2.2	0.2	0.0	
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	47	14	97	233	248	3	68	107	793	140	6	99	2,367	57	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)														
	うち他会計繰入金														
	不良債務解消分														
	そ の 他														
2. 特 別 損 失 (E)		1	12						1,100.0	皆減	-	-	-	-	
特別損益(D)-(E) (F)	0	1	12	0	0	0	0	0	1,100.0	皆減	-	-	-	-	
純 損 益 (C)+(F)	47	15	109	233	248	3	68	107	827	114	6	99	2,367	57	
不 良 債 務	累 積 欠 損 金 (G)	340	325	434	667	915	918	850	743	33.5	53.7	37.2	0.3	7.4	12.6
	流 動 資 産 (ア)	883	860	737	515	535	572	600	627	14.3	30.1	3.9	6.9	4.9	4.5
	うち未収金	452	399	409	374	386	397	409	416	2.5	8.6	3.3	2.9	3.0	1.5
	流 動 負 債 (イ)	114	97	96	80	90	90	90	90	1.0	16.7	12.5	0.0	0.0	0.0
	うち一時借入金														
	うち未払金	114	97	96	80	90	90	90	90	1.0	16.7	12.5	0.0	0.0	0.0
	翌年度繰越財源(ウ)														
	当年度許可債で未借入又は未発行の額														
	不良債務差引(イ)-(ア)-(ウ) (オ)														
	累 積 欠 損 金 比 率 $\frac{(G)}{(ア)} \times 100$	17.6	17.3	21.7	36.7	50.0	46.8	41.8	35.9	20.5	40.8	26.7	6.9	11.9	16.5
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$															
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	101.8	99.8	95.8	88.2	87.6	96.2	99.4	101.1	4.2	8.6	0.7	8.9	3.3	1.7	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)															
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$															

資本的収支

(単位:百万円、%)

区分	年度	17年度 年度 決算額	18年度 年度 決算額	19年度 決算 決算額	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	伸 率							
										19年度 決算額	20年度 見込額	21年度	22年度	23年度	24年度		
収 入	1. 企 業 債				61												
	2. 他 会 計 出 資 金																
	3. 他 会 計 負 担 金	16	6	0	0	0	0	0	0	100.0							
	うち基準内繰入金	16	6							100.0							
	うち基準外繰入金																
	4. 他 会 計 借 入 金																
	5. 他 会 計 補 助 金																
	6. 国 (県) 補 助 金																
	7. 工 事 負 担 金																
	8. 固 定 資 産 売 却 代 金																
9. そ の 他																	
収 入 計 (a)	16	6	0	61	0	0	0	0	0	皆減	皆増	皆減					
うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)																	
前年度許可債で当年度借入分 (c)																	
純計(a) - ((b) + (c)) (A)	16	6	0	61	0	0	0	0	0	皆減	皆増	皆減					
支 出	1. 建 設 改 良 費	32	14	34	85	22	33	33	33	142.9	150.0	74.1	50.0	0.0	0.0	0.0	
	うち職員給与費																
	2. 企 業 債 償 還 金	93	118	99	95	96	99	109	113	16.1	4.0	1.1	3.1	10.1	3.7		
	うち建設改良のための企業債分	93	118	99	95	96	97	109	113	16.1	4.0	1.1	1.0	12.4	3.7		
	うち災害復旧のための企業債分																
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
4. そ の 他																	
う ち 繰 延 勘 定																	
支 出 計 (B)	125	132	133	180	118	132	142	146	0.8	35.3	34.4	11.9	7.6	2.8			
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	109	126	133	119	118	132	142	146	5.6	10.5	0.8	11.9	7.6	2.8			
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	109	126	133	119	118	132	142	146	5.6	10.5	0.8	11.9	7.6	2.8		
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額																
	3. 繰 越 工 事 資 金																
	4. そ の 他																
計 (D)	109	126	133	119	118	132	142	146	5.6	10.5	0.8	11.9	7.6	2.8			
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
当年度許可債で未借入 又は未発行の額 (F)																	
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0								

一般会計等からの繰入金の見通し

	17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	
収益的収支	28	29	25	27	25	25	25	25	(H.17～H.20老健・訪問看護の負担額)
	136	158	146	146	143	268	273	273	(H.21～老健・訪問看護の負担額25百万円含む)
資本的収支	0	0	0	0	0	0	0	0	
	16	6	0	0	0	0	0	0	
合 計	28	29	25	27	25	25	25	25	
	152	164	146	146	143	268	273	273	

下段に実績入総額を記入し、上段に基準外繰入金の額を記入する。

8 (1) 滝谷町老人保健施設 事業収支実績

(単位:円)

収益的収支

款 項 目	節	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1	老健事業収益	408,608,720	436,469,442	407,125,371	425,932,264	478,530,728
1	事業収益	391,539,362	416,701,759	404,926,364	423,256,602	464,820,119
1	1 入所収益	342,275,325	353,141,509	339,629,224	335,802,263	340,604,387
	1 入所収益	342,275,325	353,141,509	339,629,224	335,802,263	340,604,387
2	2 通所収益	46,051,772	60,227,507	60,593,710	84,444,667	121,114,446
	2 通所収益	46,051,772	60,227,507	60,593,710	84,444,667	121,114,446
3	3 その他事業収益	3,212,265	3,332,743	4,703,430	3,009,672	3,101,286
	1 その他事業収益	3,212,265	3,332,743	4,703,430	3,009,672	3,101,286
2	2 事業外収益	16,849,730	2,224,158	2,199,007	2,640,697	13,710,609
1	1 受取利息及び配当金	58,910	66,487	60,058	43,927	210,711
	1 預金利息	58,910	66,487	60,058	43,927	210,711
3	3 負担金交付金	14,437,000	0	0	396,000	9,263,000
	1 一般会計負担金	14,437,000	0	0	396,000	8,010,000
	2 その他会計負担金	0	0	0	0	1,253,000
4	4 その他事業外収益	2,353,820	2,157,671	2,138,949	2,200,770	4,236,898
3	3 特別利益	219,628	17,543,525	0	34,965	0
2	老健事業費用	417,869,587	432,735,629	467,169,570	475,065,423	499,661,175
1	1 事業費用	396,062,618	411,100,845	446,790,171	455,365,756	479,670,297
1	1 給与費	227,881,518	231,471,447	261,457,262	264,538,368	285,019,556
	1 給料	49,110,000	42,665,400	54,245,450	44,736,936	54,366,024
	2 手当	29,556,919	27,028,438	30,524,719	26,945,090	33,699,282
	3 賃金	108,431,699	117,353,949	125,657,098	141,476,135	141,884,519
	4 法定福利費	40,782,900	44,423,660	51,029,995	51,380,207	55,069,731
2	2 材料費	34,028,160	41,360,783	41,829,869	43,337,044	42,768,303
	1 薬品費	4,344,241	5,298,404	6,437,966	5,261,613	3,991,810
	2 介護材料費	0	6,777,670	7,100,253	6,744,205	6,240,098
	3 給食材料費	27,629,392	28,161,283	28,134,938	30,917,578	31,682,589
	4 介護消耗備品	2,054,527	1,123,426	156,712	413,648	853,806
3	3 経費	79,184,850	74,143,057	77,207,855	82,668,573	90,255,534
	1 厚生福利費	1,027,177	856,688	1,094,149	1,199,356	1,212,161
	3 旅費交通費	39,468	19,320	0	0	0
	4 職員被服費	1,339,338	776,695	1,435,939	575,585	168,838
	5 消耗品費	8,284,801	3,674,319	3,091,717	3,084,663	3,140,959
	6 消耗備品費	2,356,980	1,531,740	1,712,534	1,205,878	684,705
	7 光熱水費	11,712,934	12,305,857	11,522,906	11,509,201	11,690,391
	8 燃料費	3,856,680	4,920,045	6,084,800	6,474,853	7,627,841
	9 食糧費	53,455	27,207	13,907	20,309	23,937
	10 印刷製本費	266,993	147,330	294,618	154,480	197,963
	11 修繕費	4,133,355	2,879,465	4,112,520	7,451,776	8,147,758
	12 保険料	413,557	508,166	660,593	704,423	664,885
	13 賃借料	9,264,447	9,782,589	10,338,780	11,575,834	12,990,278
	14 通信運搬費	412,652	396,527	445,013	485,417	528,925
	15 委託料	35,177,129	35,404,998	35,682,764	37,108,158	40,875,770
	16 諸会費	150,000	150,000	150,000	150,000	180,000
	18 雑費	695,884	762,111	567,615	968,640	2,121,123
4	4 減価償却費	39,070,888	39,022,982	39,432,705	39,432,705	39,267,983
5	5 資産減耗費	46,000	0	0	0	0
6	6 研究研修費	470,202	741,576	3,708,480	949,066	865,921
	4 旅費	321,531	579,430	3,543,275	714,420	563,878
	5 研究雑費	148,671	162,146	165,205	234,646	302,043
7	7 その他事業費用	15,381,000	24,361,000	23,154,000	24,440,000	21,493,000
2	2 事業外費用	21,656,969	21,031,458	20,379,399	19,699,667	18,991,086
	1 企業債利息	21,656,969	21,031,458	20,379,399	19,699,667	18,991,086
3	3 特別損失	150,000	603,326	0	0	999,792
当年度損益		9,260,867	3,733,813	60,044,199	49,133,159	21,130,447
減価償却前損益		29,810,021	42,756,795	20,611,494	9,700,454	18,137,536

資本的収支

款 項 目	節	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
4	資本的支出	24,598,919	21,367,250	16,015,939	21,294,845	20,548,477
1	1 建設改良費	9,860,550	6,003,370	0	4,599,174	3,144,225
	1 老健施設建設費	8,603,700	0	0	0	0
	3 資産購入費	1,256,850	6,003,370	0	4,599,174	3,144,225
4	4 償還金	14,738,369	15,363,880	16,015,939	16,695,671	17,404,252
	1 企業債償還金	14,738,369	15,363,880	16,015,939	16,695,671	17,404,252

8 (2) 涌谷町訪問看護ステーション 事業収支実績

1. 収益的収支 平成15年度から地方公営企業法の一部適用 (単位:円)

款項目	節	15年度 決算額	16年度 決算額	17年度 決算額	18年度 決算額	19年度 決算額
1	訪問看護事業収益	82,535,000	68,979,947	71,362,891	67,341,081	55,049,560
1	1 訪問看護サービス事業収益	62,498,800	68,973,946	71,347,031	67,079,499	55,014,673
	1 訪問看護サービス療養収益	56,169,003	61,892,614	63,885,909	60,661,442	49,828,528
	1 訪問看護サービス療養収益	56,169,003	61,892,614	63,885,909	60,661,442	49,828,528
	2 訪問看護サービス利用収益	6,329,797	7,081,332	7,461,122	6,418,057	5,186,145
	1 訪問看護サービス利用収益	4,968,646	5,549,166	5,765,654	6,354,057	5,130,145
	2 その他事業収益	1,361,151	1,532,166	1,695,468	64,000	56,000
2	訪問看護サービス事業外収益	20,036,200	6,001	15,860	261,582	34,887
	1 受取利息及び配当金	0	6,001	0	6,000	6,287
	1 預金利息	0	6,001	0	6,000	6,287
	3 他会計負担金	20,000,000	0	0	0	0
	2 介護支援事業会計負担金	20,000,000	0	0	0	0
	4 その他事業外収益	36,200	0	15,860	255,582	28,600
	2 その他事業外収益	36,200	0	15,860	255,582	28,600
2	訪問看護事業費用	49,961,017	56,169,641	57,707,728	59,544,454	56,201,632
1	1 訪問看護サービス事業費用	49,961,017	56,169,641	57,707,728	59,544,454	54,558,084
	1 給与費	43,264,798	48,265,608	47,965,658	49,329,695	44,693,565
	1 給料	18,675,300	21,477,300	21,644,800	25,765,700	23,217,000
	2 手当等	10,199,134	10,709,931	10,277,469	11,956,493	10,956,658
	3 賃金	5,384,609	5,234,268	5,069,708	0	0
	5 法定福利費	9,005,755	10,844,109	10,973,681	11,607,502	10,519,907
	3 経費	4,107,765	4,517,985	3,714,718	4,211,403	3,862,899
	1 厚生福利費	171,683	144,567	144,762	157,376	168,066
	3 旅費交通費	114,541	74,900	64,996	3,560	0
	5 消耗品費	616,733	817,323	477,903	402,615	325,013
	6 消耗備品費	175,875	0	39,786	124,774	12,675
	8 燃料費	611,621	707,064	809,062	796,217	649,430
	10 印刷製本費	87,150	184,380	45,370	3,895	20,118
	11 修繕料	50,159	193,359	214,543	197,527	102,317
	12 保険料	276,980	286,820	235,250	348,770	157,710
	13 賃借料	1,195,110	1,125,810	663,810	738,465	1,341,660
	14 通信運搬費	86,603	176,986	212,818	164,852	197,544
	15 委託料	319,947	410,402	541,427	998,337	660,886
	16 諸会費	70,000	70,000	70,000	70,000	40,000
	18 雑費	331,363	326,374	194,991	205,015	187,480
	4 減価償却費	621,454	1,057,048	1,639,352	1,639,356	1,292,620
	3 器械備品	0	0	621,338	621,338	621,338
	4 車輛	621,454	1,057,048	1,018,014	1,018,018	671,282
	7 その他事業費用	1,967,000	2,329,000	4,388,000	4,364,000	4,709,000
	1 その他事業費用	1,967,000	2,329,000	4,388,000	4,364,000	4,709,000
3	3 特別損失	0	0		0	1,643,548
	1 特別損失	0	0		0	1,643,548
	3 過年度損益修正損	0	0		0	1,643,548
	当年度損益	32,573,983	12,810,306	13,655,163	7,796,627	1,152,072

2. 資本的支出

款項目	節	15年度 決算額	16年度 決算額	17年度 決算額	18年度 決算額	19年度 決算額
4	資本的支出	2,543,184	2,761,500	0	0	0
	1 建設改良費	2,543,184	2,761,500	0	0	0
	3 資産購入費	2,543,184	2,761,500	0	0	0
	4 資産購入費	2,543,184	2,761,500	0	0	0



(3) 国保病院以外の健康と福祉の丘施設の課題と対策

【涌谷町介護老人保健施設】

- ・ 老人保健施設は、平成10年度から企業会計とし、平成14年度まで黒字決算であったが、介護報酬の引き下げなどにより平成15年度からは経営の悪化が顕著となった。そこで通所リハビリの定員増や経費の節減など努力を重ね、赤字ではあるが赤字額の縮小が図られてきている。

平成21年度の介護報酬の改正で3%アップされたが、今後大幅な引き上げなどは見込めないことと入所、通所とも現基準での事業拡大しても収益の増には繋がらない状況である。強いてあるとすれば、ユニット型の施設に改築するか新築が考えられる。

よって、介護老人保健施設の経営の健全化の促進、経営基盤の強化には、病院と同様企業債の元利償還金の全額を一般会計が負担することが好ましい。

負担する額は上記を基準とし、町長とセンター管理者において互いの財政健全化に努力をし、最低資金ショートをおこさない額とする。

【涌谷町訪問看護ステーション】

- ・ 訪問看護ステーションは、開所以来事業収支は黒字である。平成19年度にスタッフ不足でサービス量が低下し収益は少なかったが、スタッフの確保が出来ていれば今後も健全経営が見込まれる。

【A.U. Town構想に基づく高齢者福祉複合施設の在り方】

- ・ 高齢者福祉複合施設(ゆうらいふ)は平成15年4月から供用開始され今日に至っている。経営母体は社会福祉協議会であり、健康と福祉の丘に設置された施設であるが、医療福祉センターとの関わりは希薄になってきている。

よって、今後の経営面や人事交流面など、健康と福祉の丘の施設として、総合的、有機的な運営を考慮して行くことが必要である。

今後とも利用が見込まれる介護保険制度の更なる需要や多彩なニーズに対応するために、サービスの提供内容や事業内容などの再検討を行い、介護保険サービスの更なる向上に努めるべきである。

9 再編・ネットワーク化

(1) 現在取り組んでいる他の病院、診療所及び介護施設との連携

救急医療の確保

- ・ 二次医療圏内の中核病院、自治体病院、開業医との連携
- ・ 休日当番、病院群輪番制の確保（実施中）
- ・ 町内、郡内の医療機関とは遠田郡医師会を通じた定期的な情報交換を行っている。また、救急告示医療機関である当院では、365日24時間体制のため近隣の2次医療圏である大崎医療圏、石巻医療圏、登米医療圏との連携は重要な役割を担っていることから、ネットワーク化の取り組みは重要となってくる。
- ・ 大崎・石巻・登米・栗原の中核病院などからの退院後の受け皿として、介護施設や診療所などとの連携も重要な事から、当院の地域医療連携室と他の医療機関との連携を密にし、他病院退院後の患者の不安解消など負担軽減を図ることに努める。

(2) 再編・ネットワーク化等に関する検討

- ・ 当院のみでは検討できるものではないため、地域医療連携の機関などと情報交換し、出来るものから進めて行く。

再編・ネットワーク化について

- ・ 将来的には、今以上に大崎医療圏・石巻医療圏・登米医療圏などとの連携を図って行くことが必要になってくるものと思われる。
- ・ 県などからの仲介や紹介による再編・ネットワーク化の提案なども有ると思われるが、その際には積極的に検討する。

他の病院、診療所及び介護施設との今後の連携について

- ・ 平日夜間救急の確保（行政部門への積極的な働きかけや医師会並びに開業医への協力の働き掛けを行う。）
- ・ 平成20年度から地域医療連携室を設置し、入退院などの相談サービスを開始した。この地域医療連携室を活用した他の病院、他の診療所及び他の介護施設などと積極的に連携を図り、利用者の不安や不満、不平の解消を図って行く。

(3) 再編・ネットワーク化等に関する今後のスケジュール

- ・ 未定（当分の間、現状にて実施して行く。来る時期が来た場合に対応）

10 経営形態等の見直し

(1) 各種経営形態の比較検討

地方公営企業法の全部適用

地方独立行政法人化(非公務員型)

指定管理者制度の導入(公設民営)

民間譲渡

涌谷町では、地方公営企業法の全部適用 地方独立行政法人化(非公務員型) 指定管理者制度の導入(公設民営)の3つの制度に絞り検討を行った。

3つの経営形態は一長一短あるが、当医療福祉センターは、開設以来20年間「保健」「医療」「福祉」の連携、そして2000年からスタートした「介護保険制度」を有機的に実施してきており、行政との関わりも深い。

平成16年の「平成の大合併」時には、住民投票により、広域になると「保健」「医療」「福祉」「介護」のサービスが低下する。との町民の総意もあり、涌谷町は単独でこれらのサービスを行うこととなり、子々孫々、未来永劫現在の包括医療システム構想を継続して行くことが、行政並びに町民医療福祉センターに課せられた責務と考えられる。

また、国保病院事業は地方公営企業法の一部適用であるが、経営状況は他の自治体病院と比しても極端に悪い経営状況となっていないことや、経営指標も極端に悪い数値ではない。

よって、これまで実施してきた「地域包括システム構想」がスムーズに継続的に遂行される形態という観点から、地方公営企業法の全部適用が最も移行し易く、経営形態としては最良の形態との結論となった。

(2) 病床数等についての検討

- ・ 現状の運営状況で特に問題が無いと判断されるので、当分の間は121床(一般80床、うち亜急性期10床、医療型療養病床41床)で行う。

(3) 事業形態の見直し等の検討

- ・ 地方公営企業法の全部適用となるとセンター事業管理者が任命され、センター運営の権限が移譲される。センター事業管理者には経営のやり易いような権限の移譲内容などを明確にし、これに則った条例や規則などの整備が必要となる。首長も全面的にセンター事業管理者を支援し、医療福祉センターの初期目的達成のために全面的に協力する。

2年毎に行われる診療報酬の改定や薬価基準の見直しなども鑑み、改定された影響などを見据え、経営状況を把握し分析・評価をしつつ、適切な対策を講じて行く。また、特別な理由により運営に大幅な影響がある事態が見込まれる場合などには即、速やかな改善策などを講ずる。

地方公営企業法の全部適用で運営を行っても、目標達成が出来ない場合や目標達成が困難と見込まれる場合には、再度経営の分析、評価の見直しを徹底し、改善策を模索する。

(4) 経営形態等の見直しに関する今後のスケジュール

- ・ 一般会計の財政状況や診療報酬の改定の影響などを鑑みることも必要であるが、町民医療福祉センター改革プランを早期に実施し、推移を見据える必要があることから実施年を平成22年度と定め作業を進めて行く。

11 実施状況の点検・評価・公表について

- ・ 涌谷町健康と福祉の丘運営委員会をベースに「ガイドラインの点検・評価委員会(仮称)」を設置し、医療に対する安心・信頼の確保や適切な医療サービスの提供、そして本計画の実施状況などを点検・評価を行い、その結果について広く住民に公表する。
- ・ 点検 ...内部点検は定期的に行う。
- ・ 総点検...6月、7月
- ・ 評価 ...7月、8月
- ・ 公表 ...10月以降

12 おわりに

- ・ 涌谷町町民医療福祉センター(涌谷町国民健康保険病院)改革プランは、広く住民に理解して頂き、計画実施後の点検、評価の検証を行い、その結果を公表し、町民に実態の把握と理解をして頂く。その際、不都合な点や改善すべき点などは、柔軟に対応し、サービスの低下に繋がらないよう努力して行く。

資料

3 涌谷町町民医療福祉センターの実績と成果の検証試算積算表

雇用の場の確保	366 名	町内職員数 51.4%	188 人	町民税均等割	: 3,000円	564 千円	
事業部門の給与費	国民健康保険病院		926,717 千円	介護老人保健施設		285,019 千円	
	訪問看護ステーション		44,693 千円	ゆうらいふ		237,131 千円	
		給与費計	1,493,560 千円 a)				
	a) ÷ 362名	一人当たり	4,080,765 円	福利厚生費20%減		3,264,612 円	
町内職員の住民税	平均所得2,000千円 × 6% × 188人					22,560 千円	
						計 23,124 千円	
病院があるために交付税で算定となる額(19年度)	病床数		a	62,799 千円			
	救急告示病院		b	25,300 千円			
	特別調整交付金		c	53,000 千円			
		a+b+c	計	141,099 千円			
訪問診察、訪問看護が行われなければ入院か老健の入所が考えられます。よって、その場合の費用の試算は							
月平均診察実数	54 人	単価8,300円	訪問診察報酬	5,378 千円			
月平均利用者実数	109 人	ステーション事業費		55,015 千円			
(町内60%)	65 人 ×	ステーション事業費		32,807 千円			
療養入院、老健入所平均1日単価	<u>18,689 円</u>	×	<u>365 日</u>				
この額が全額他の施設に支払わなければならないと見込まれる				443,385 千円			
訪問診察、訪問看護が行われているために経費が掛からないと見込める額 (施設があるがために支払わなくても済む額)				-		410,578 千円	
	利用者負担軽減額	1割				41,058 千円	
	保険者負担軽減額	9割				369,520 千円	
国保医療費							
	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	平均
全国	358,322	363,273	370,808	386,446	389,551		373,680
宮城県	336,413	342,666	348,241	366,183	367,931	387,087	358,087
涌谷町	320,795	335,950	324,385	359,084	349,538	354,179	340,655
県との差額	15,618	6,716	23,856	7,099	18,393	32,908	17,432
対象者	8,747	8,930	8,794	8,728	8,565	8,377	
県内順位	-	41	-	21	25	32	
	69中	69中	69中	36中	36中	36中	
国保医療費は県全体より	32,908 円 安い						
国保平均対象者				8,690 人 計	a	285,971 千円	
(老人2,199人)	25.3%	うち自己負担1割	b	7,235 千円			
	74.7%	うち自己負担3割	c	64,086 千円			
		保険者負担軽減額 (a-b-c)		214,649 千円			

国民健康保険税

単位:円

	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	平均
宮城県	77,958	77,408	79,213	80,842	82,629	84,690	80,457
涌谷町	67,822	67,977	69,506	70,622	75,659	77,548	71,522
差額	10,136	9,431	9,707	10,220	6,970	7,142	8,934
県内順位	40	38	38	26	27	29	
	69中	69中	69中	36中	36中	36中	

保険料1人当たり 7,142 円 県全体より低い
 国保加入者平均数 8,690 人

62,064 千円

院内薬局の効果

院外処方を行なった場合は、病院にとってのメリットは無いと云っていい。
 しかし、患者負担分や保険者負担分を考慮する110,000千円程の負担が増えることと、患者さんが再度調剤薬局に出向くことなどを考慮した場合、院内処方の方が町立病院としては良と判断される。

110,690 千円

外来受診割合

町内 80%	88,552 千円
町外 20%	22,138 千円

保険別受診割合

社保 17%	15,054 千円
国保 83%	73,498 千円
国一般 53%	38,954 千円
国保老人 47%	34,544 千円
社保一般 53%	7,979 千円
社保老人 47%	7,075 千円

国保加入率 45.2%

国保費用
 一般 43%
 退職 10%
 老人 47%

国保 一般	6,194 千円
老人	1,624 千円
国保保険者	65,680 千円
社保 一般	2,394 千円
老人	708 千円
社保等保険者	11,952 千円
計	88,552 千円

外来受診を町外に行かなければならない場合

(国保病院に通院している町内の方半分が大崎市古川か石巻市に行くとした場合)

医療費として町外に支払われる額 12,281円 × 32,876人 403,750 千円

通院費用(古川、石巻JR料金720円と仮定) 720円 × 32,876人 23,671 千円

入院や入所している家族の負担(施設が町外で見舞い等に要する時間4時間)

家族週2回2名の面会の場合
 病院

入院患者数平均(町内)	79 人
老健	53 人
ゆうらいふ 特養	23 人
グループホーム	17 人
計	172 人

家族の所得額

年 52 週	県民所得額	年収	2,615 千円
労働日数 260 日	日当たり		10,058 円
	時間当たり		1,257 円

89,956 千円

交通費用(古川、石巻JR料金720円と仮定)

720 円 × 2 名 × 52 週 × 2 回 × 172 人

25,759 千円

計 115,715 千円



院外薬局検討資料

外来患者数の7割が同じ処方されたと仮定 47,102 人

	院内処方料	院 外	医療機関
調剤基本料	80	490	処方箋料
処方料	420		病院
調剤料	90	1,400	690
薬剤情報提供料	10	150	
薬剤服用暦管理指導		220	
計	600	2,260	690

病院の損益 単位:円

差 額	外来人数	金 額	摘 要
	値引き分	30,684,000	
90	47,102	4,239,180	+
	職員人件費(3.15名分)	24,470,266	+
	嘱託職員人件費(1名分)	3,205,189	+
	病院の利益	1,230,635	

医薬品購入額 単位:千円

545,978	購入額	
519,979	除く消費税	
438,342	外来薬品購入額	84.3%
30,684	病院の利益	7.0% 値引き額

患者負担の増

差 額	外来人数	金 額	負担割合
2,350	19,783	4,648,967	1割負担
	27,319	19,260,008	3割負担

保険者負担の増

差 額	外来人数	金 額	負担割合
2,350	47,102	86,780,725	

合計額 110,689,700

薬剤師標準人員(人)	入院	1.36
	外来	3.51
	老健	0.26
計		5.13

院外処方を行なった場合は、病院には医薬品購入額の値引額は入らないが、処方料は4,239千円の増となり、外来担当職員の人件費の支払いは必要なくなる。

よって、院外にした場合は病院としては1,230千円程の利益が生じるが、薬剤管理や医薬品の発注業務などを考慮した場合は、院外にした方が良いと思われる。

しかし、患者負担分や保険者負担分を考慮する110,000千円程の負担が増えることと、患者さんが再度調剤薬局に出向くロスがあることなどを考慮した場合、院内処方の方が良と判断される。

経営形態の比較

	地方公営企業法 全部適用	一般地方独立行政法人	指定管理者
概 要	・財務規定だけでなく、企業管理者の設置や組織、人事労務に関する規定等、地方公営企業法の全部を適用	・地方公共団体から独立した法人格を与えられ、公共性の高い事務事業を効率よくかつ効果的に推進するための制度	・公の施設の管理運営を包括的に行わせるため、当該地方公共団体が議会の議決を経て指定する法人その他の団体に期間を定めて委託する制度
議会の関与	・地方公営企業の設置 ・予算の議決 ・決算の認定 ・料金に係る条例制定	・地方独立行政法人の設立 ・定款の作成・変更 ・中期目標の作成・変更 ・中期計画の作成・変更(料金を含む)	・指定の手続き、管理の基準、業務内容等の条例制定 ・指定に係る議決 ・使用料金の基準の制定
開 設 者	・地方公共団体	・地方独立行政法人	・地方公共団体
運営責任者	・当該公営企業事業管理者	・理事長	・指定管理者
地方公共団体の長等との関係	・条例で設置及び経営の基本を定める ・その他管理者が企業管理者が企業管理規定で制定する。	・中期目標の策定、指示 ・中期計画の認可、変更命令 ・年度計画の届出 ・業務実績評価 ・理事長の任命 ・中期計画終了時の検討、報告聴取、立入検査、是正命令	・指定管理者の指定 ・指定管理者が定める利用料金の承認 ・各種報告聴取 ・事業運営状況の評価 ・指定取消、管理業務停止命令
特 徴	・管理者に一定程度独自の権限が付与されるが、事業運営については、基本的には地方公共団体の方針に基づく。	・上記の関与を通じて、地方公共団体の方針が反映される。	・地方公共団体の方針に基づく包括的な運営委託
組織・定数	・設置条例で設置及びその経営の基本を定め、その他は企業管理規定で決定 ・定数は条例で定める	・理事長、監事以外の内部組織は理事長が定める ・定数は理事長自らの裁量で弾力的に決定	・基本協定締結時に組織体制に関する計画書を地方公共団体が審査する ・定数は指定管理者の定めるところによる
特 徴	・制度上は独自に定めることができるが、地方公共団体の一組織であるため、一定の制約は残る	・理事長権限で必要な組織を設置可能 ・職員総数の範囲内で業務量に応じた柔軟な人員配置が可能	・管理者の裁量による
職員の身分	・地方公務員(独自の職員保有が可能)	・非公務員(法人固有職員)	・非公務員(地方公務員法の制約がない)
特 徴	・地方公務員法による事業 ・兼業職等の制約がある ・身分は安定している	・地方公務員法の制約が一部(守秘義務等)を除きないため、民間病院等との間で職員の派遣・交流が容易	・地方公務員法の制約がない
会 計	・地方自治法の財務規定の適用がある。 ・公営企業会計制度	・地方自治法の財務規定の適用はない ・公営企業型独立行政法人会計基準 ・中期計画に基づき、年度ごとの業務運営に関する年度計画を定め、設立団体の長に届ける	・地方自治法の財務規定の適用はない ・病院会計準則 ・指定管理者が事業計画を作成し、地方公共団体と協議する(予算編成)
経費負担	・原則として独立採算 ・負担金・補助金として一般会計又は特別会計で負担	・原則として独立採算 ・設立団体が負担する経費についての財源措置の特例として規定(運営費負担金)	・原則として独立採算 ・地方公共団体からの負担金・委託料金

涌谷町医療福祉センター改革検討委員会委員名簿

	氏 名	役職等
委員長	遠藤 积雄	涌谷町国民健康保険運営協議会々長
副委員長	牛渡 重光	(社) 共生の森理事長
委 員	大橋 信夫	涌谷町議会議長
委 員	笹木 健一	涌谷町健康と福祉の丘運営委員長
委 員	佐竹 秀三	涌谷町健康と福祉の丘病院、老健、訪看部会長
委 員	宮野 雅光	宮野医院々長
委 員	佐藤 洋子	涌谷町健康推進員協議会顧問
委 員	久道 好子	久常薬局
委 員	坪野 吉孝	東北大学教授 公共政策大学院(健康政策学)大学院法学研究科、大学院医学系研究科社会医学研究講座

事務局	青沼 孝徳	涌谷町町民医療福祉センター長
事務局	遠藤 良治	総務管理課長
事務局	佐々木 敏雄	総務管理課副参事

涌谷町町民医療福祉センター改革プラン策定経過

開催日		協議内容
第1回 平成20年 5月14日(水)	町民医療福祉センター改革検討委員会	委嘱状の交付・公立病院改革プランの概要
第2回 平成20年 6月25日(水)	町民医療福祉センター改革検討委員会	町の財政状況と今後のスケジュールについて (分科会について)座長選出
経営の効率化分科会		経営形態の見直し
1回 平成20年 7月 9日(水)		1) 病院が果たすべき役割(地域医療の確保のために) 2) 一般会計負担の考え方、負担の範囲、算定基準 3) 経営指標に係る数値目標の設定
	1回 平成20年 7月23日(水)	1) 再編ネットワーク化(二次医療圏における連携) 2) 経営形態の見直し ・ 経営に関する権限と責任の明確化の一本化 (公営企業法の全部適用) (地方独立行政法人) (指定管理者制度)
2回 平成20年 8月13日(水)		1) 病院が果たすべき機能・役割について 2) 一般会計負担の考え方、負担の案について
	2回 平成20年 9月 4日(木)	1) 経営形態の比較・検討 (公営企業法の全部適用) (地方独立行政法人) (指定管理者制度)
3回 平成20年10月15日(水)		1) 一般会計負担の考え方、負担額等について
4回 平成20年11月 5日(水)		1) 一般会計負担の考え方、負担額等について
	3回 平成20年12月17日(水)	1) 医師確保等の対策について
第3回 平成21年 1月28日(水)	町民医療福祉センター改革検討委員会	涌谷町町民医療福祉センター改革プラン素案について
第4回 平成21年 2月 4日(水)	町民医療福祉センター改革検討委員会	涌谷町町民医療福祉センター改革プラン案について
第5回 平成21年 3月 2日(月)	町民医療福祉センター改革検討委員会	涌谷町町民医療福祉センター改革プランについて
第6回 平成21年 3月18日(水)	町民医療福祉センター改革検討委員会	涌谷町町民医療福祉センター改革プランについて
平成21年 3月19日(木)	改革検討委員長から町長へ	涌谷町町民医療福祉センター改革プランに答申
平成21年 3月24日(火)	議会報告	涌谷町町民医療福祉センター改革プランの報告

大崎広域救急隊涌谷町国保病院収容状況

	13	14	15	16	17	18	19	20	平均
急病(人)	190	204	238	280	272	309	315	306	264.3
交通(人)	47	57	79	60	88	104	62	75	71.5
転院(人)	27	26	28	27	26	24	20	26	25.5
上記外(人)	55	55	57	65	73	88	81	70	68.0
涌谷町国保受入人員(人)	319	342	402	432	459	525	478	477	429.3
涌谷町国保受入件数(件)	314	334	379	423	437	493	463	459	412.8
総出動件数(件)	6,572	6,816	7,253	7,789	8,142	7,918	7,910	7,807	7,525.9

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
悪性新生物	60	48	51	56	52	49	45	71	55	60	57	48	55	52	53	73	63	69	67
心疾患	32	31	47	37	37	24	24	20	18	34	31	35	40	40	36	37	34	33	42
脳血管疾患	25	40	32	33	21	26	28	29	30	21	16	15	16	21	12	19	21	26	24
肺炎	15	15	12	16	15	27	15	27	31	31	26	16	32	44	28	29	30	36	40
その他	47	39	35	36	33	53	64	37	36	50	43	58	58	46	63	70	65	55	60
計	179	173	177	178	158	179	176	184	170	196	173	172	201	203	192	228	213	219	233

H18
69
33
26
36

	S 6 2	S 6 3	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
全 体	163,880	173,140	199,904	208,976	222,982	243,093	247,390	264,278	278,223	307,958	317,239	309,918	332,859	318,354	334,539	320,795	335,950	324,385	359,084	349,538	354,179
一 般	120,945	124,559	138,761	150,068	153,312	165,893	170,741	181,346	181,119	191,224	195,272	188,318	203,830	192,099	188,481	186,910	193,305	187,946	219,126	220,488	228,723
道 團	244,960	273,636	296,736	283,493	302,935	363,024	353,618	345,575	322,418	348,790	361,450	359,608	364,152	344,476	392,710	414,661	408,074	343,560	321,051	378,834	339,143
老 人	431,605	447,517	531,491	501,907	538,348	555,869	548,623	576,921	648,194	705,264	700,692	666,809	689,621	646,432	692,883	638,906	693,698	689,393	768,751	717,788	733,757

涌谷町国民健康保険 医療費1人当費用額の推移(国・県全体との比較) (1) 全体

S63.11
涌谷町町民医療福祉センター
- 供用開始

	S 6 2	S 6 3	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
全 国	184,467	195,723	211,706	226,462	244,462	266,052	279,824	294,669	312,806	332,742	341,072	351,083	370,177	356,239	365,145	368,322	363,273	370,808	386,446	389,551	
宮城県	166,065	176,987	191,800	203,727	220,126	240,873	250,360	268,038	283,665	305,019	314,873	326,554	340,853	335,930	342,673	336,413	342,670	348,241	366,163	367,931	
涌谷町	163,880	173,140	199,904	208,976	222,982	243,093	247,390	264,278	278,223	307,958	317,239	309,918	332,859	318,354	334,539	320,795	335,950	324,385	359,084	349,538	354,179

14年度は3-2^の費用額 (単位:円)
全国・宮城県の数値は「国民健康保険の実態」市町村計による

国保介護班

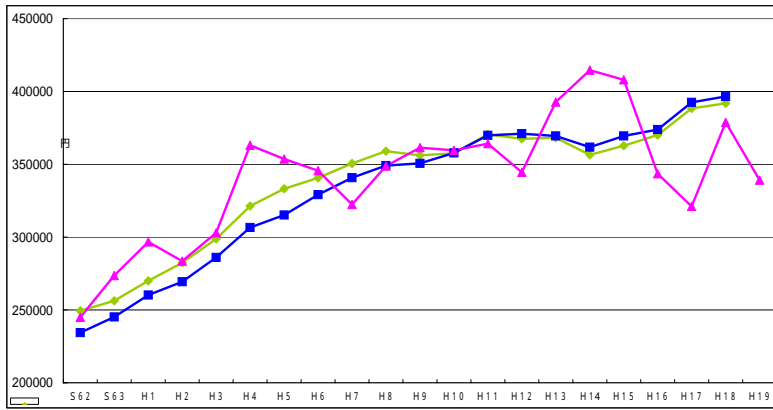
涌谷町の一人当たりの医療費は年々増加しており、これは国県も同じ傾向である。また、一般 退職 老人と加齢に伴い医療費の増加がみられる。
一人当たり費用額を国、県と比較すると、涌谷町の費用額は全体では低値で推移しているものの、一般分は国、県を上回っていることから、若年者の医療費が全体の医療費に影響をしていると思われる。
なお、老人保健は制度改正により平成19年度で廃止となり、平成20年度から後期高齢者医療制度へ移行された。

(2) 一般分

14年度は3-2^の費用額 (単位:円)

	S 6 2	S 6 3	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
全 国	112,487	118,017	125,962	133,826	142,728	154,736	160,064	165,804	172,802	179,868	181,063	183,695	187,270	189,689	192,315	188,757	195,711	201,946	212,244	216,324	
宮城県	110,407	115,926	123,272	129,776	138,664	150,201	152,912	161,421	166,070	175,462	176,429	179,263	179,798	181,337	182,057	177,281	184,950	191,539	202,056	206,287	
涌谷町	120,945	124,559	138,761	150,068	153,312	165,893	170,741	181,346	181,119	191,224	195,272	188,318	203,830	192,099	188,481	186,910	193,305	187,946	219,126	220,488	228,723

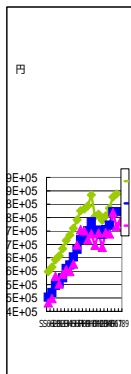
(3) 退職分



14年度は3-2^への費用額 (単位:円)

	S 6 2	S 6 3	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
全国	249,420	256,282	270,045	282,387	298,825	321,362	333,164	340,653	350,502	359,050	356,124	357,624	370,533	367,513	368,256	356,530	362,754	370,108	388,321	391,881	
宮城県	234,385	245,182	260,236	269,331	286,093	306,589	315,151	329,170	340,753	349,166	350,644	357,752	369,884	370,946	369,489	361,798	369,477	373,825	392,526	396,544	
清谷町	244,960	273,636	296,736	283,493	302,935	363,024	353,618	345,575	322,418	348,780	361,450	359,608	364,152	344,476	392,710	414,661	408,074	343,560	321,051	378,834	339,143

(4) 老人分



14年度は3-2^への費用額 (単位:円)

	S 6 2	S 6 3	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
全国	548,923	565,254	592,838	607,561	633,899	664,862	685,073	709,764	741,985	775,745	782,201	793,683	835,101	754,362	762,363	740,367	756,635	784,558	826,843	838,660	
宮城県	453,111	470,514	497,612	506,012	525,654	560,201	573,142	603,278	631,487	668,151	682,571	701,264	734,387	693,575	703,190	687,344	705,004	722,270	771,757	771,984	
清谷町	431,605	447,517	531,491	501,907	538,348	555,869	548,623	576,921	648,194	705,264	700,692	666,809	689,621	646,432	692,883	638,906	693,698	689,393	768,751	717,788	733,757